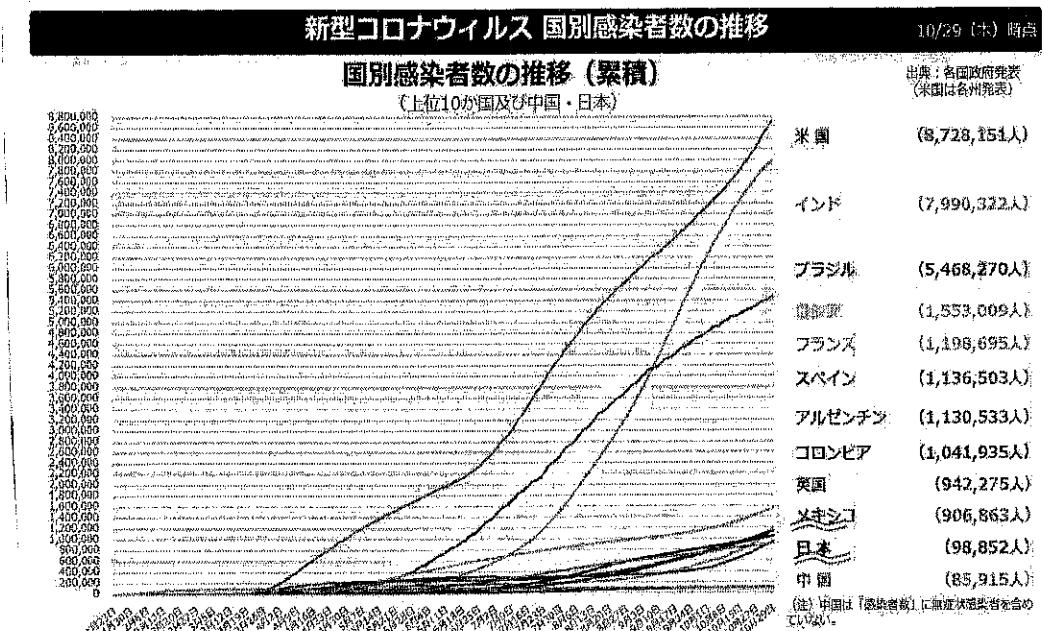


2020年11月7日(土) 13:30~15:30 建設プラザかながわ

# 資料集

## 2020年 はたらく女性の神奈川県集会

### コロナパンデミックで女性に 何が起こったか！？



編集発行協力：神奈川労連女性センター TEL045-212-5855  
かながわ産業調査センター(かながわ総研) T E L 045-662-9839

## 目 次

1、新型コロナウイルス感染状況に関する危険情報・外務省	1
2、重点 20 市場の入国規制状況一覧表	2・3
3、新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響における情報について	4・5
4、雇用調整助成金の特別措置の実績(累計)(主要な地域)	6
5、「新型コロナウイルスに関する雇用調整の状況」都道府県別集計結果(累積)	7
6、コロナ下の女性への影響—各種調査から	8~12
①高い就業減は男性の2倍以上 ②高い非正規雇用率 ③コロナでの休業者数の推移 ④失業者・休業者になった民間雇用者の割合 ⑤特定の層に集中 ⑥産業別就業者数の推移 ⑦週当たり労働時間と収入月収の推移 ⑧求職理由別完全失業者数 ⑨自殺者数の推移 ⑩子育て世帯一家族と過ごす時間の変化 ⑪神奈川県労働力調査4半期平均結果	
出展：内閣府男女共同参画局：「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」調査資料 JILPT：新型コロナウイルス感染症関連情報—新型コロナが雇用・就業・失業に与える影響	
7、ジエンダーの視点からのコロナ対応に関する国際機関からの提言等	13・14
8、全国知事会 男女共同参画の推進に向けた提言	15~23
9、神奈川県の女性の雇用実態とジエンダー平等	24~30
10、労働契約法 20 条・最高裁判決比較一覧表	31
11、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象となる「休業」について のお知らせ	32~33

【参考】  
 外務省 海外安全ホームページ: <https://www.anzen.mofa.go.jp>  
 法務局: <http://www.moj.go.jp/hisetsu/kojihou/20200131comment.html>  
 厚生労働省: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku-00001.html>  
 日本貿易振興機構: <https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/>  
 ※その他の、参照したものは各箇・地域のサイトに表記

お問い合わせ先 サイトマップ 日本語環境でない場合

文字サイズ変更 小 中 大

外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan

Facebook

友だち追加

国・地域別

目的別

ホーム

海外安全情報

海外旅行

海外出張／ビジネス

海外留学／海外修学旅行

海外生活

ホーム > 危険情報詳細

1 新型コロナウイルス感染症については、世界保健機関（WHO）が、3月11日、この感染症がパンデミックと形容されると評価した後も、世界的な広がりを見せてています。10月30日現在、189か国・地域で4,400万人以上の感染が確認され、全世界の死者数は122万人以上となっています。感染拡大が継続しており、一部の国においては再拡大の傾向が見られるなど、依然として警戒が必要な状況が続いています。

#### 危険度

(1) レベル2：不要不急の渡航は止めてください。（レベル引き下げ）

(アジア) 韓国、シンガポール、タイ、台湾、中国（香港、マカオ含む）、ブルネイ、ベトナム

(大洋州) オーストラリア、ニュージーランド

(2) レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）（レベル引き上げ）

(アジア) ミャンマー

(中東・アフリカ) ヨルダン

(3) レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）（継続）

(アジア) インド、インドネシア、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブータン、マレーシア、モルディブ

(北米) カナダ、米国

(中南米) アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、セントクリストファー・ネービス、ジャマイカ、スリナム、セントビンセント及びグレナディーン諸島、チリ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バハマ、パラグアイ、バルバドス、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ

(欧州・中央アジア) アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、サンマリノ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア

(中東・アフリカ) アフガニスタン、アラブ首長国連邦、アルジェリア、イスラエル、イラク、イラン、エスワティニ、エジプト、エチオピア、オマーン、カーボベルデ、カタール、カメルーン、ガーナ、ガボン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、クウェート、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ（共）、コンゴ民主共和国、サウジアラビア、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シェラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、中央アフリカ、チュニジア、トルコ、ナイジェリア、ナミビア、バーレーン、パレスチナ、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ、南スーダン、モーリシャス、モーリタニア、モロッコ、ルワンダ、レソト、レバノン、リビア、リベリア

(4) 上記(1)～(3)に含まれる国・地域を除く現在感染症危険情報レベル2の全ての国・地域

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。（継続）

# 重点20市場の入国規制状況一覧(2020.10.20 18:00更新)

やまとごころ.jp  
www.yamatogokoro.jp

## Non-Asia

2019年各國/地域からの訪日客数	対応目安	日本政府の外国籍の人に対する訪日規制措置	対応目安	海外政府が日本から入国・帰国者である人に実施する措置	影響
アメリカ 1,723,900人	X	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否 ■10/1から、ビジネス上必要な人材等に加え、順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格も対象とし、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可	△	■3/21から、米国疾病予防管理センター(CDC)が日本への渡航情報をレベル3に引き上げたことから、日本から米国への入国人は入国後14日間、自宅等での待機等が求められるハワイの場合、10/1以降、州外からの渡航者は、到着前72時間以内に検査を受け、入州時に陰性証明書を提出すれば14日間の強制隔離を回避できるようになります! 旅行前のテストプログラムの適用を開始する予定。ただし、陰性証明書を提出できない場合は14日間の強制隔離の対象となる	在米大使館・領事館 <a href="https://jp.usembassy.gov/jp-new-restrictions-cns-us-travel-ja/">https://jp.usembassy.gov/jp-new-restrictions-cns-us-travel-ja/</a> 米国・国務省 <a href="https://www.state.gov">https://www.state.gov</a>
オーストラリア 621,800人	X	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否 ■10/1から、ビジネス上必要な人材等に加え、順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格も対象とし、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可	X	■オーストラリアの国民と居住者、その家族並びに同国に在住のニュージーランド人を除くすべての者に対し入国禁止。ただし、事前に乗り継ぎ便の予約を行い空港を出ることのないトランジットは可能	在オーストラリア日本大使館 <a href="https://www.au.emb-japan.go.jp/prtop_ja/index.html">https://www.au.emb-japan.go.jp/prtop_ja/index.html</a>
英國 424,200人	X	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否 ■10/1から、ビジネス上必要な人材等に加え、順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格も対象とし、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可	O	■7/10以降、欧洲30カ国や日本を含む80前後(イギランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランド)によって多少異なる)の免除対象国。地域からの渡航者は、同対象国・地域に連続14日以上の滞在歴がある場合、イングランドを除く14日間の自主隔離が免除となる(連絡先の提供が必要)。14日間未満の場合は、免除対象国・地域の滞在日数と英国での滞在日数の合算が14日間に到達するまで、自主隔離が必要	在英國日本大使館 <a href="https://www.uk.emb-japan.go.jp/prtop_ja/_OD0001_00017.html">https://www.uk.emb-japan.go.jp/prtop_ja/_OD0001_00017.html</a>
カナダ 375,200人	X	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否 ■10/1から、ビジネス上必要な人材等に加え、順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格も対象とし、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可	X	■米国を除く各國からの外国人の入国を禁止(9/30まで、延長の可能性あり)。乗務員、乗客は、カナダ市民及び永住者の近親者(配偶者、被扶養子女、父母・祖親、補助者等)、外交官等は除く	在カナダ日本大使館 <a href="https://www.ca.emb-japan.go.jp/prtop_ja/index.html">https://www.ca.emb-japan.go.jp/prtop_ja/index.html</a>
フランス 336,400	X	■3/27午前0時から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否 ■10/1から、ビジネス上必要な人材等に加え、順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格も対象とし、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可	O	■3/17から新たな決定があるまでEU加盟国シェンゲン協定国及び英国以外の出身者(仮名は欧州の滞在許可証を保有する居住者及びその家族等を除く)は入国を禁止 ■6/15から、欧洲(EU加盟国、アンドラ、アイスランド、リヒテンシュタイン、モナコ、ノルウェー、サンマリノ、スイス、バチカン及び英國)から渡航する人々は入国可能 ■7/1から、欧洲以外の日本を含む14カ国からの渡航者も入国可能	在日フランス大使館 <a href="https://www.fr.amb-france.org/article/785">https://www.fr.amb-france.org/article/785</a>
ドイツ 236,500	X	■3/27午前0時から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否 ■10/1から、ビジネス上必要な人材等に加え、順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格も対象とし、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可	X	■3/17から、非EU市民、非EFTA市民及び非英国市民の入国は原則不可。ただし、7/2以降、感染者ペルルが低い第三国(豪、ジョージ、カナダ、モントリオール、ニュージーランド、タイ、ニュージニア及びブルガリア)に対する入国制限措置は撤廃。また、その他全ての第三国からの入国につき、通常的の滞在許可所持者、モニシップ乗客等は入国可能となる。なお、シェンゲン圏内において実施されていた暫定的国境管理は、6/21をもって終了	在ドイツ日本大使館 <a href="https://www.de.emb-japan.go.jp/prtop_ja/index.html">https://www.de.emb-japan.go.jp/prtop_ja/index.html</a>
イタリア 162,800	X	■3/27午前0時から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否 ■10/1から、ビジネス上必要な人材等に加え、順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格も対象とし、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可	△	■同じ、シェンゲン協定加盟国、英國、アンドラ、モナコ、サンマリノ及びバチカン以外の国・地域から入国する者あるいは、入國に先立つ14日前にそれらの国・地域に滞在した者について、空路・海路・鉄道・陸路を問わず、公共交通機関に乗る際に旅行目的、入国情の居所住所、交通工具及び連絡先を明確かつ詳細に記した宣誓書の提出を義務付けるとともに、症状の有無にかかわらず保健当局への通報並びに宣言書に記載した居所での14日間の自己隔離及び健康観察を義務付ける。また、症状を発症した場合は、保健当局に通報することを義務付ける。なお、イタリア政府は、入国に際し、新型コロナウィルス接触確認アプト「Immuni(インムニ)」のダウンロードを推奨している	在イタリア日本大使館 <a href="https://www.it.amb-japan.go.jp/prtop_ja/_DM0001.html">https://www.it.amb-japan.go.jp/prtop_ja/_DM0001.html</a>
スペイン 130,200	X	■3/27午前0時から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否 ■10/1から、ビジネス上必要な人材等に加え、順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格も対象とし、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可	O	■7/4から、EU・シェンゲン域外国への居住者への入国制限の一部解除(日本を含む)	在スペイン日本大使館 <a href="https://www.es.emb-japan.go.jp/prtop_ja/index.html">https://www.es.emb-japan.go.jp/prtop_ja/index.html</a>
ロシア 120,000	X	■4/28午前0時から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否 ■10/1から、ビジネス上必要な人材等に加え、順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格も対象とし、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可	X	■3/18から当面の間、外交官、ロシア居住者及びロシア国籍者の配偶者・子供等を除く全ての外国人・無国籍者を対象として、ロシアへの入国を一時的に制限するとともに、ロシアの大使館・領事館におけるビザ申請の受理、作成及び発給を停止(電子ビザの作成の停止も含む) ■9/27から、ロシアの空港と外国空港との定期便・チャーター便の運航を停止(外國から帰国するロシア国民のための航空便及びロシア政府の個別の決定に基づく航空便は例外) ■6/6から、治療及び近親者の看護のために入国を希望する外国人に対し、身分を証明し、その資格がロシア連邦により認定される有効な文書、治療実施期間が起され治療のために招待されることを確認する医療機関又はロシア保健省により作成された文書(渡航者本人の治療の場合)、医療機関により発行された病院を確認する文書及び親族関係を確認する文書(渡航者の看護の場合)の提示を条件にロシアへの入国を許可 ■8/25から、ロシアでの労働許可を所有しつつ、高度な技術を有する一部の外国人専門家に対し、就労目的での入国を一度に限り許可 ■10/14、ロシア首相府は、8/18に発効した外国人に対する入国制限措置を課す政府令635-R号における適用除外外国の一覧に日本を含める政府令を発表し、日本国籍者及び日本に定住する外国人で日本から渡航する者に対する入国制限が解除された。これにより、これまでHQSの労働許可所持者など一定の要件を満たした外国人を除いて課せられていた入国制限は日本についてなくなり、ビザカテゴリーによる区別なく、それぞれ所持するビザの条件に従ってロシア入国が可能となる見込み。また、在日ロシア大使館などにおけるビザ手続きも再開される見込み	在日ロシア大使館 <a href="https://toyo.mof.ru/web/tokyo-ja">https://toyo.mof.ru/web/tokyo-ja</a>

\*10月20日 18:00時の時点での情報となっておりますが、各國の対応は流動的なため、予告なしに入国制限などが実施されることも予想されます。  
※外交官などは例外措置がある場合もあります。詳しくは各省庁・大使館などにお問い合わせ下さい。

【対応目安のマーク】○:要請や規制なし △:入国者に対して、一定期間自宅待機などを要請 ×:入国規制有(ビザ取り消しなど)

# 重点20市場の入国規制状況一覧(2020.10.20 18:00更新)

やまとごころ.jp  
www.yamatogokoro.jp

Asia

2019年 各國地域からの 訪日客数	対応目標	日本政府の外団待人のに対する訪日時の措置	対応実史	済み政府が日本から人出国する人に対する措置 (各自の国名)	参考
中国 9,594,400	×	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否 ■10/1から、ビジネス上必要な人材等に加え、順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格も対象とし、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可	×	■滞在期間15日間までのビザを一時的に停止 ■3/28から、これまでに発行された有効な訪中ビザ及び居留許可証による外国人の入国を肯定的に停止する。今後新たに取得するビザでの入国は可能であり、6/17から東京・名古屋の中国査証申請サービスセンター、6/18から大阪の中華査証申請センターにおいて、経済貿易・科学技術・人道主義等の理由に限り、現地外事弁公室の招待状の事前取得など条件付きでビザ発給を再開（APECビジネストラベル・カードを有する外国人の入国も暫定的に停止。外交、公務、礼遇、C（業務員）の査証を有する者の入国は影響を受けない） ■8/24から、就労及び家族との同居についての居留許可を有する日本人からのビザ申請受理を再開	在中國日本大使館 <a href="https://www.cn.emb-japan.go.jp/prop/_ja/index.html">https://www.cn.emb-japan.go.jp/prop/_ja/index.html</a>
韓国 5,584,600	×	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否 ■10/1から、ビジネス上必要な人材等に加え、順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格も対象とし、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可 ■10/8からビジネスストラック開始	×	■全世界の在外韓国公館で発給した短期ビザの効果を停止。 日本に対するビザ免除措置と共に免却されたビザの効力を停止 ■全ての国を対象として、ビザを申請する際は医療機関発行の診断書を提出する必要あり	在大韓民國日本大使館 <a href="https://www.kr.emb-japan.go.jp/prop_top/_ja/index.html">https://www.kr.emb-japan.go.jp/prop_top/_ja/index.html</a>
台湾 4,890,600	×	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否 ■9/8からレジデンストラック開始済み ■10/1から、ビジネス上必要な人材等に加え、順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格も対象とし、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可	×	■5/19から外国人の観光目的での入境は一律禁止（含、友人訪問等） ■6/28から、ビジネス、親族訪問、研修、国際会議や展覧会への出席、国際交流事業、ボランティア、布教活動、ワーキングホリデー、青少年交流又は求職等を目的とした入境は、台湾の在外事務所に必要書類を提出し、審査を経て特別入境許可を取得すれば、入境が可能。なお、人道的理由や船員・乗組員として入境する場合を除き、出発前3日以内に、PCR検査を行って陰性証明を取得するとともに、入境後14日間は自宅・指定ホテル等での待機が求められる。 ■3/24から航空機のランジットを条件付けて再開。具体的には、一部の乗り継ぎ便を除き、特定の航空会社（現時点ではチャイナエアライン、エバー航空、キャセイ・シンガポール航空）が連続する便を利用し、かつ空港滞在時間が8時間以内の場合に限り、乗り継ぎが認められる	日本台灣交流協會 <a href="https://www.koryo.or.jp/衛生福利部疾疫管制署">https://www.koryo.or.jp/衛生福利部疾疫管制署</a> <a href="https://www.cdc.gov.tw/">https://www.cdc.gov.tw/</a>
香港 2,290,800	×	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否 ■10/1から、ビジネス上必要な人材等に加え、順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格も対象とし、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可	×	■3/25以前0時から追って通知があるまでの期間、すべての香港居住者の入境禁止 ■6/1以降、香港への入境を伴わないトランジットに限り再開	在香港日本領事館 <a href="https://www.hk.emb-japan.go.jp/prop_top/_ja/index.html">https://www.hk.emb-japan.go.jp/prop_top/_ja/index.html</a>
タイ 1,318,900	×	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否 ■7/29からレジデンストラック開始 ■10/1から、ビジネス上必要な人材等に加え、順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格も対象とし、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可	×	■7/1から、国籍を問わず、次の者について入国を許可する（自己負担で政府指定施設での14日間の自己隔離を行うことが条件） ①労働許可書持者との配偶者及び子弟、②永住者、③タイ国籍保有者の両親、配偶者及び子弟、④タイ国内で医療サービスを受ける配偶者及びその介助者、⑤留学生及びその両親、⑥タイに駐在する外交官、外国政府職員、国際機関職員等及びその両親、配偶者及び子弟。なお、外国人の入国は、タイ人帰国のための部屋便・特別便等への向うでのみ可能となる（国際定期商用便の運行は再開しない）	在タイ日本大使館 <a href="https://www.th.emb-japan.go.jp/prop_top/_ja/index.html">https://www.th.emb-japan.go.jp/prop_top/_ja/index.html</a> タイ國政府觀光局 <a href="https://www.thaitravel.or.jp">https://www.thaitravel.or.jp</a>
フィリピン 613,100	×	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否 ■10/1から、ビジネス上必要な人材等に加え、順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格も対象とし、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可	×	■3/22から当面の間、すべての在外公館における新規ビザ発給停止、ビザ免除対象国からの入国を停止	在フィリ賓日本大使館 <a href="https://www.ph.emb-japan.go.jp/prop/_ja/11_00001_00035.html">https://www.ph.emb-japan.go.jp/prop/_ja/11_00001_00035.html</a>
マレーシア 501,600	×	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否 ■9/8からレジデンストラック開始 ■10/1から、ビジネス上必要な人材等に加え、順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格も対象とし、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可	×	■3/18から、すべての外国人の入国を禁止。ただし、5/17からMM2H（マレーシア・マイ・セカンド・ホーム）ビザ保有者の入国を許可する（その際、①出発前検査での陰性判定、②クアラルンプール國際空港での健康検査、③隔離施設での14日間の隔離（各隔離施設での滞在費用を含む）、④条件付き活動制限令規定の遵守が入国の条件） ■6/10から、主要又は技術専門士である企業職員・技能労働者・知識労働者及びその家族・使用人の入国を許可（いずれも現地就職者が対象）。国籍は問わかい。入国の条件は入管からの入国許可の事前取得、マレーシア到着前3日以内のPCR検査の陰性証明、入国後14日間の自宅隔離等 ■6/24から、留学生（高等教育部機関、インダーナショナルスクール）及び医療ソーリーズ目的の運航者について、PCR検査結果（出国前または到着時）が陰性であること、接觸者登録アプリのダウンロード、当局への事前登録等を条件に、入国を許可する方針	在マレーシ亞日本大使館 <a href="https://www.my.emb-japan.go.jp/prop/_ja/index.html">https://www.my.emb-japan.go.jp/prop/_ja/index.html</a> JETRO <a href="https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/03/be2f0dacf2bf4.htm">https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/03/be2f0dacf2bf4.htm</a>
ベトナム 495,000	×	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否 ■7/28からレジデンストラック開始 ■10/1から、ビジネス上必要な人材等に加え、順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格も対象とし、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可	×	■3/22から、すべての国・地域からの外国人の入国を停止（ただし、専門家、企業管理者、高技能労働者等は例外）。ハノイ空港、ホーチミン空港では国際線旅客便の受入停止	在ベトナム日本大使館 <a href="https://www.vn.emb-japan.go.jp/prop/_ja/corona_information.html">https://www.vn.emb-japan.go.jp/prop/_ja/corona_information.html</a>
シンガポール 492,300	×	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否 ■9/18からビジネスストラック、9/30からレジデンストラック開始 ■10/1から、ビジネス上必要な人材等に加え、順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格も対象とし、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可	×	■3/23から、短期滞在者（長期ビザを有しない者）の入国及びトランジットを禁止する。 ただし、6/2以降、航空会社が事前に民間航空庁の許可を得ること等を条件にトランジットを許可する（9/4時点では、豪州及びニュージーランドの一部の都市、英国、オランダ、ドイツ、フランス、イタリア等欧州の一部都市、日本（成田、関西）、中国の一部の都市、香港、台湾、韓国、ベトナム、カンボジア等ASEANの一部の都市及びシンガポール航空グループ運航便の搭乗者がトランジットが可能）	在シンガポール日本大使館 <a href="https://www.sg.emb-japan.go.jp/prop/_ja/index.html">https://www.sg.emb-japan.go.jp/prop/_ja/index.html</a>
インドネシア 412,800	×	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否 ■10/1から、ビジネス上必要な人材等に加え、順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格も対象とし、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可	×	■外国人の入国及びトランジットを原則禁止。例外として、一時滞在許可（KITAS・定住許可（KITAP）を保持する外国人、外交・公用査証保持者、医療・食料関係者等は以下の条件にて入国を許可する。 ①各團の保健當局が発行した英文の健康證明書の所持②新型コロナウイルス非感染地域での過去14日間以上の滞在③インドネシア共和国政府によって実施される14日間の隔離を受ける用意があることの宣言	在印度尼西亚日本大使館 <a href="https://www.id.emb-japan.go.jp/prop/_ja/index.html">https://www.id.emb-japan.go.jp/prop/_ja/index.html</a>
インド 175,900	×	■5/27から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否 ■10/1から、ビジネス上必要な人材等に加え、順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格も対象とし、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可	×	■3/22から10/31まで、国際民間旅客航空便のインドへの着陸を停止、すべての国境における入の入国を禁止。有効なビジネスビザ又は就労ビザを有するビジネスマン、医療関係者、技術者等の職種及び有効なジャーナリストビザを所持する者については、非定期商用便又はチャーター便での入国が可能	在印度日本大使館 <a href="https://www.in.emb-japan.go.jp/japanese/Corona_Memo_.html">https://www.in.emb-japan.go.jp/japanese/Corona_Memo_.html</a>

# 新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について

## (10月30日現在集計分)

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響について、タイムリーに把握する観点から、都道府県労働局の聞き取り情報や公共職業安定所に寄せられた相談・報告等を基に、「雇用調整の可能性がある事業所数(※1)」と「解雇等見込み労働者数(※2)」を集計したところであり、10月26日～10月30日の報告分は、以下のとおりである。

なお、本情報は、都道府県労働局等が把握できた範囲のものであり、必ずしも網羅性のあるものではないこと、また、過去に把握した情報の一部には既に再就職をされた方も含まれている可能性があることから、累計値ではなく、週次で新たに把握された数値の動向を注視していくことが適当であると考えている。

(※1)「雇用調整の可能性がある事業所」は、都道府県労働局及びハローワークに対して休業に関する相談のあった事業所(当面休業を念頭に置きつつも、不透明な経済情勢が続ければ解雇等も検討する意向の事業所も含む。)

(※2)「解雇等見込み労働者数」は、都道府県労働局及びハローワークに対して相談のあった事業所等において解雇・雇止め等の予定がある労働者で、一部既に解雇・雇止めされたものも含まれている。

新型コロナウイルスに係る雇用調整		
	雇用調整の可能性がある事業所数(※1)	解雇等見込み労働者数(※2)
全国	593事業所	990人
解雇等見込み労働者数のうち非正規雇用労働者数(※3)		
全国	310人	

(※3)非正規雇用労働者(正規雇用労働者以外の、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託等)の解雇等見込み労働者数

### 参考1:これまでの月次の動向

#### ○ 雇用調整の可能性がある事業所数

5月 16,745所 6月 19,581所 7月 25,262所 8月 11,532所 9月 15,729所  
10月 10,215所(※)

#### ○ 解雇等見込み労働者数

5月 12,949人 6月 12,688人 7月 11,980人 8月 8,935人 9月 11,298人  
10月 7,506人(※)

(※)10月分については、1～30日までの数値。

### 参考2:10月30日時点までの累積値

#### ○ 雇用調整の可能性がある事業所 112,533事業所

#### ○ 解雇等見込み労働者数 69,130人

#### ○ 解雇等見込み労働者数のうち非正規雇用労働者数 33,692人(※)

(※)非正規雇用労働者(パート・アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託等)の解雇等見込み数は、5月25日より把握開始しており、解雇等見込み労働者総数の内訳になっているものではないことに留意が必要。

## 【業種別の動向】

増加数の大きな業種(上位 10 業種)

	雇用調整の可能性がある事業所数	解雇等見込み労働者数	
1	製造業	180	製造業 412 (うち非正規126)
2	建設業	75	小売業 144 (うち非正規11)
3	小売業	65	宿泊業 125 (うち非正規45)
4	サービス業	41	医療、福祉 63 (うち非正規16)
5	飲食業	37	飲食業 50 (うち非正規26)
6	医療、福祉	34	卸売業 47 (うち非正規10)
7	卸売業	30	サービス業 33 (うち非正規10)
8	運輸業	28	労働者派遣業 31 (うち非正規31)
9	専門サービス業	14	運輸業 23 (うち非正規11)
10	宿泊業	13	娯楽業 17 (うち非正規5)
全体		593	990 (うち非正規310)

※業種は、都道府県労働局が企業から聞き取った情報であり、日本標準産業分類に準じて整理しているものではないことに留意が必要。

(参考)

累積数の大きな業種(上位 10 業種)

	雇用調整の可能性がある事業所数	解雇等見込み労働者数	
1	製造業	20,703	製造業 12,979
2	飲食業	13,414	飲食業 10,445
3	小売業	11,290	小売業 9,378
4	サービス業	10,033	宿泊業 8,614
5	建設業	7,218	労働者派遣業 4,944
6	卸売業	6,610	卸売業 4,237
7	医療、福祉	5,924	サービス業 3,507
8	宿泊業	4,944	道路旅客運送業 3,041
9	理容業	4,820	娯楽業 2,680
10	専門サービス業	4,760	運輸業 1,642
全体		112,533	69,130

※業種は、都道府県労働局が企業から聞き取った情報であり、日本標準産業分類に準じて整理しているものではないことに留意が必要。

## 雇用調整助成金の特例措置の実績(累計)

	2/29 ～5/31	7月3日 時点	##### 時点	9月4日 時点	10月2日 時点	##### 時点
北海道						
	申請提出数	3,631	14,782	23,881	37,921	
	支給決定数	2,067	9,481	20,611	32,888	
	支給額(億円)	11.79	75.28	201.08	336.94	
埼玉						
	申請提出数	2,471	13,415	23,579	41,180	
	支給決定数	1,056	9,250	20,154	34,259	
	支給額(億円)	5.76	66.6	156.06	333.17	
千葉						
	申請提出数	2,729	12,569	20,701	35,333	
	支給決定数	1,056	7,871	17,375	29,600	
	支給額(億円)	5.18	71.95	174.6	489.06	
東京						
	申請提出数	11,844	61,853	123,481	231,199	
	支給決定数	5,711	31,137	94,932	128,275	
	支給額(億円)	27.22	360.38	1759.8	3,872.35	
神奈川						
	申請提出数	4,299	21,131	36,873	61,658	
	支給決定数	1,968	12,372	31,953	52,770	
	支給額(億円)	8.44	40.21	149.59	508	
静岡						
	申請提出数	1,808	9,928	18,048	32,720	
	支給決定数	846	6,836	15,802	29,024	
	支給額(億円)	3	45.74	153.37	334.74	
愛知						
	申請提出数	4,851	24,541	49,325	80,212	
	支給決定数	3,092	17,531	40,772	67,659	
	支給額(億円)	8.451	98.41	400	938	
京都						
	申請提出数	2,070	8,401	17,577	33,187	
	支給決定数	1,255	6,012	13,825	29,984	
	支給額(億円)	7.325	54.54	141.82	349.86	
大阪						
	申請提出数	6,827	26,956	57,254	83,777	
	支給決定数	4,016	18,566	45,118	75,930	
	支給額(億円)	23.99	188.8	549.24	991.90	
兵庫						
	申請提出数	3,176	17,084	29,462	46,818	
	支給決定数	2,096	12,088	24,750	41,069	
	支給額(億円)	5.83	52.56	124.21	343.07	
福岡						
	申請提出数	1,358	7,694	16,186	29,026	
	支給決定数	613	3,958	11,769	25,916	
	支給額(億円)	2.8	29.88	114.37	273.06	
計						
	申請提出数	73,801	361,185	662,247	1,118,886	1,459,174
	支給決定数	37,968	232,531	548,462	958,215	1,300,646
	支給額(億円)	183.68	1809.9	5851.8	12,360.37	16,413.42
						20,359.26

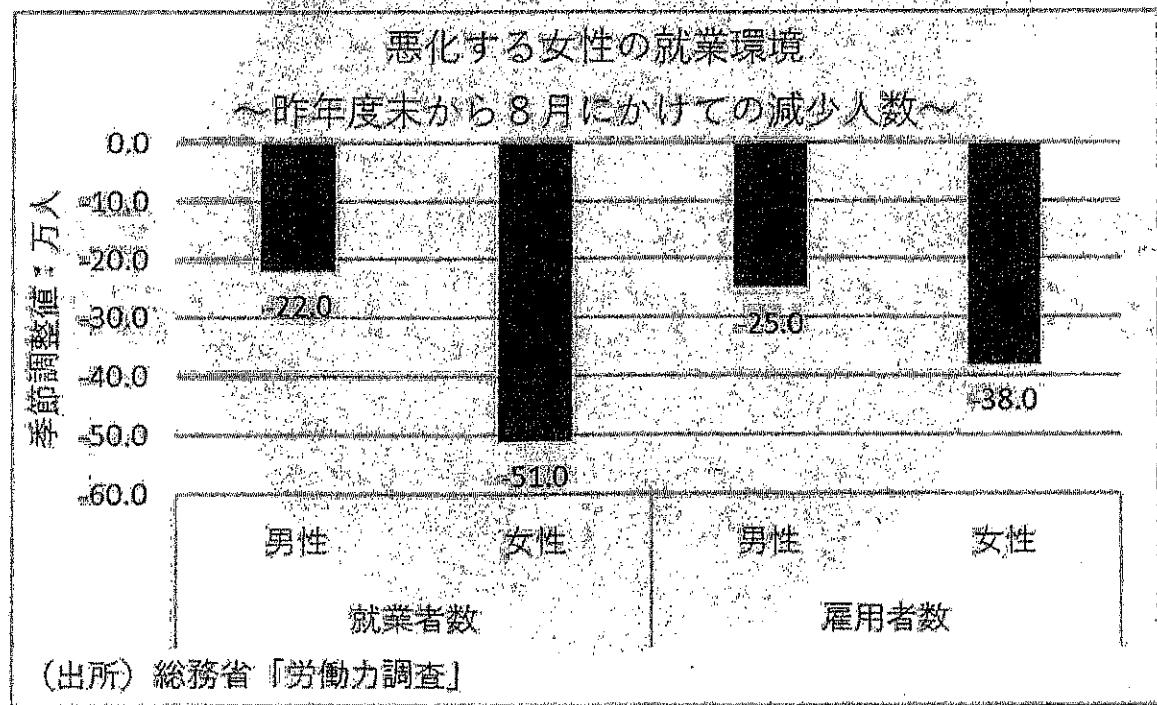
都道府県別集計結果(累積) 「新型コロナウイルスに関連した雇用調整の状況」

	雇用調整の可能性がある事業所数						解雇等見込み労働者数					
	5.29	7.3	7.31	8.28	10.2	10.30	5.29	7.3	7.31	8.28	10.2	10.30
	時点	時点	時点	時点	時点	時点	時点	時点	時点	時点	時点	時点
合計	30,214	57,336	75,057	84,220	102,876	111,940	16,723	32,348	41,391	49,467	63,347	69,130
1 北海道	2,446	5,321	6,961	8,314	9,806	10,381	1,025	1,377	1,915	2,088	2,433	2,502
2 青森	685	1,061	1,254	1,395	1,530	1,560	212	732	873	920	936	949
3 岩手	1,648	1,837	1,845	1,851	1,856	1,857	188	336	455	462	480	490
4 宮城	973	1,127	1,192	1,227	1,250	1,272	129	523	867	1,098	1,523	1,717
5 秋田	135	170	177	184	192	196	208	648	666	735	863	997
6 山形	305	1,844	2,316	2,598	2,847	3,027	177	282	326	363	412	431
7 福島	683	1,060	1,248	1,396	1,557	1,599	348	717	875	1,031	1,137	1,185
8 茨城	377	446	519	579	598	641	162	365	677	861	957	1,147
9 栃木	577	1,369	1,927	2,366	2,771	2,926	177	298	404	433	813	890
10 群馬	484	1,519	2,183	2,799	3,276	3,428	199	314	336	336	978	1,187
11 埼玉	1,331	1,631	1,751	1,859	1,955	1,987	212	226	299	396	689	940
12 千葉	3,213	1,300	3,321	3,342	3,373	3,403	393	844	1,460	1,509	1,916	2,096
13 東京	2,291	10,758	19,782	22,222	34,214	40,519	2,495	5,559	8,025	11,312	15,944	16,918
14 神奈川	1,307	1,550	1,681	1,970	2,195	2,399	503	913	1,298	1,613	2,793	3,149
15 新潟	435	539	595	620	636	643	731	803	518	887	1,128	1,258
16 富山	492	680	727	778	812	833	271	518	581	644	703	723
17 石川	287	2,202	2,557	2,558	2,557	2,557	254	460	580	673	779	837
18 福井	638	1,443	1,749	2,609	3,206	3,472	29	254	431	458	535	599
19 山梨	269	300	323	358	407	437	125	169	178	228	327	435
20 長野	1,160	1,191	1,191	1,193	1,193	1,198	626	933	961	1,109	1,269	1,406
21 岐阜	335	919	1,500	1,768	2,175	2,296	376	1,278	1,439	1,465	1,491	1,573
22 静岡	1,252	2,001	2,538	2,772	2,861	3,153	421	725	768	842	1,229	1,510
23 愛知	386	861	1,116	1,299	1,457	1,502	238	1,232	2,058	2,599	3,390	3,805
24 三重	705	1,403	2,355	2,890	3,501	4,055	230	333	437	480	506	665
25 滋賀	827	1,178	1,279	1,380	1,553	1,569	222	347	348	402	402	450
26 京都	651	828	966	1,094	1,269	1,354	396	529	573	611	724	744
27 大阪	341	989	1,078	1,082	1,096	1,099	1,789	3,546	3,635	4,194	6,108	6,154
28 兵庫	650	944	1,289	1,512	1,677	1,825	810	1,021	1,274	1,735	1,876	1,992
29 奈良	91	109	125	138	155	160	277	363	406	443	468	480
30 和歌山	248	266	276	288	290	292	142	167	180	278	308	396
31 鳥取	1,175	1,224	1,226	1,226	1,225	1,224	101	158	170	178	231	312
32 島根	550	617	624	630	638	642	218	267	307	347	394	472
33 岡山	1,111	1,174	1,201	1,213	1,246	1,256	126	381	477	603	750	991
34 広島	793	801	808	816	830	859	410	691	1,079	1,178	1,228	1,572
35 山口	458	470	474	475	479	480	235	400	578	593	628	639
36 徳島	286	361	385	401	413	418	44	44	71	76	96	96
37 香川	220	296	316	335	355	365	136	176	186	218	253	291
38 愛媛	178	243	284	315	350	373	299	335	368	399	534	582
39 高知	931	1,119	1,278	1,390	1,550	1,558	56	56	56	66	67	69
40 福岡	133	243	284	320	341	348	450	1,023	312	1,421	1,530	1,536
41 佐賀	164	175	175	176	179	179	248	369	438	452	568	604
42 長崎	118	122	125	127	129	132	215	627	672	765	855	938
43 熊本	64	131	152	164	194	200	132	333	333	335	360	360
44 大分	117	132	142	144	148	156	110	281	434	441	454	483
45 宮崎	170	855	1,092	1,347	1,814	1,955	70	421	449	481	511	589
46 鹿児島	392	521	546	548	549	556	297	412	455	490	503	588
47 沖縄	63	93	124	152	171	192	408	634	878	1,219	1,268	1,383

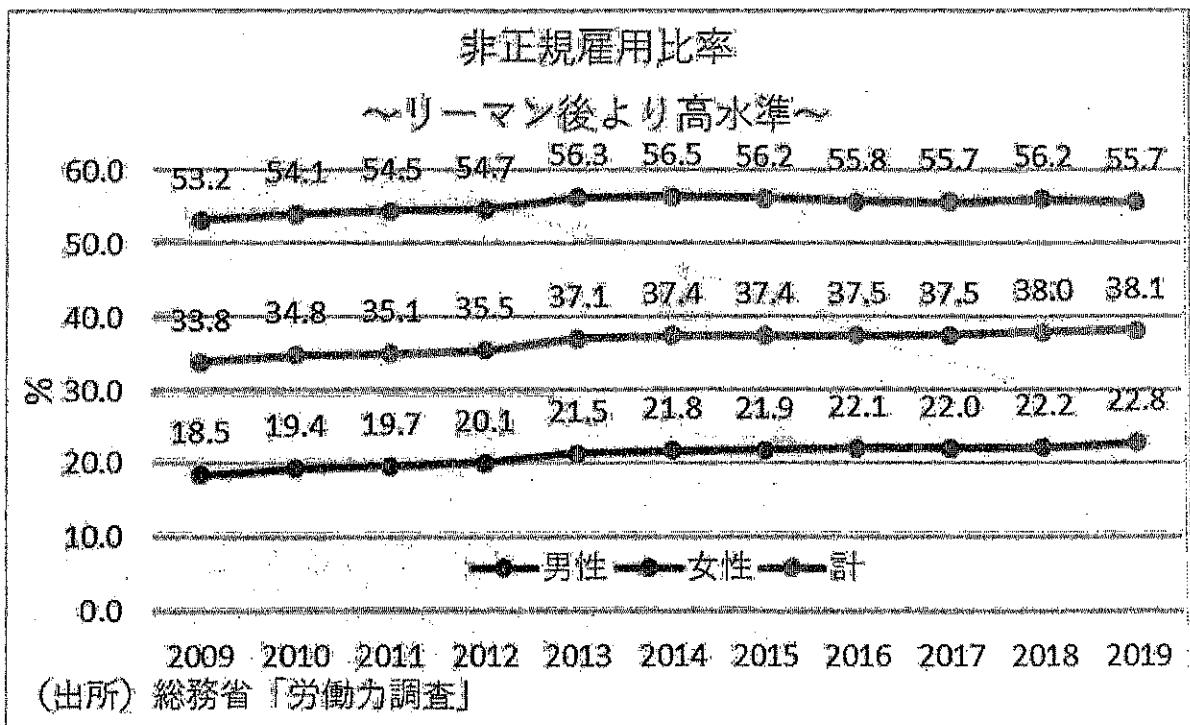
厚労省「新型コロナ感染症に起因する雇用への影響に関する情報について」の週報より作成

マスコミや政党機関紙、国会論戦、研究者の論文や、労組の資料などにこの表の元資料である厚労省の「新型コロナ感染症に起因する雇用への影響に関する情報について」がしばしば使われている。しかし注で述べられているが、都道府県労働局の聞き取りや公共職業安定所に寄せられた相談・報告等をもとに把握した数字であり、網羅的なものではない。例えば雇用調整の可能性のある事業所数は実際に雇調金を申告した事業所数の10分の1以下、解雇者も労働力調査から推測すると10分の1程度だと推測される。

## (1) 女性の就業減は男性の2倍以上



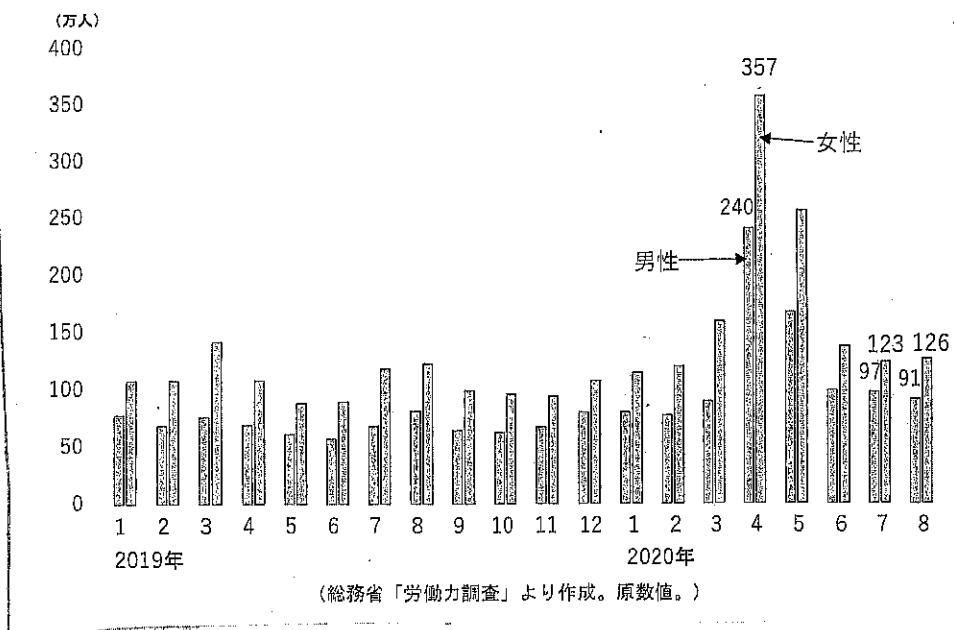
## (2) 高い非正規雇用比率



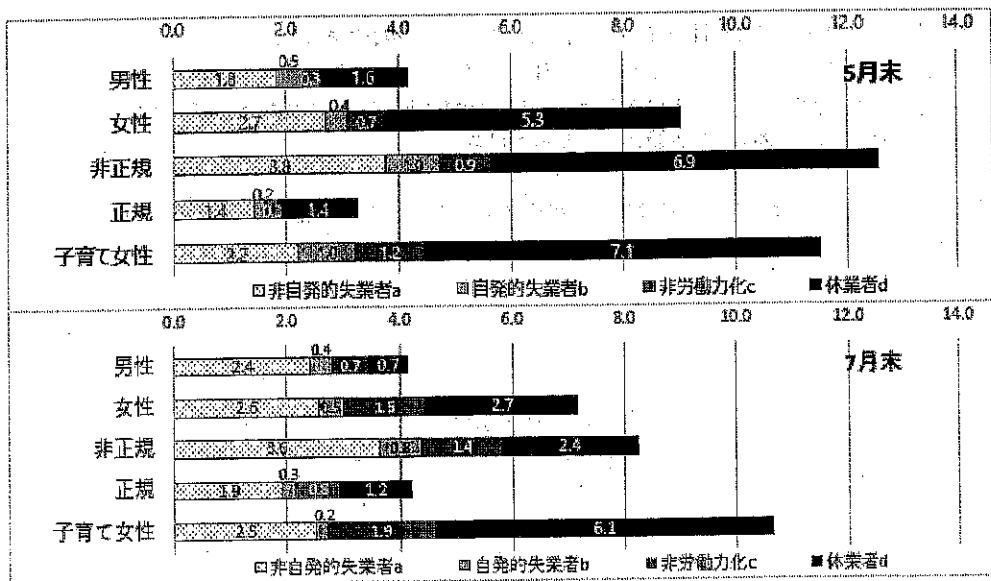
## 休業者数の推移

- ✓ 休業者数は、男女とも2020年4月に大幅に増加し、その後減少傾向にある。

### 休業者数



### 失業者・休業者になった民間雇用者の割合（%、2020年5月末vs.7月末）



出典：JILPT「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査」（2020年5月末頃、8月第1週実施）より筆者が集計。

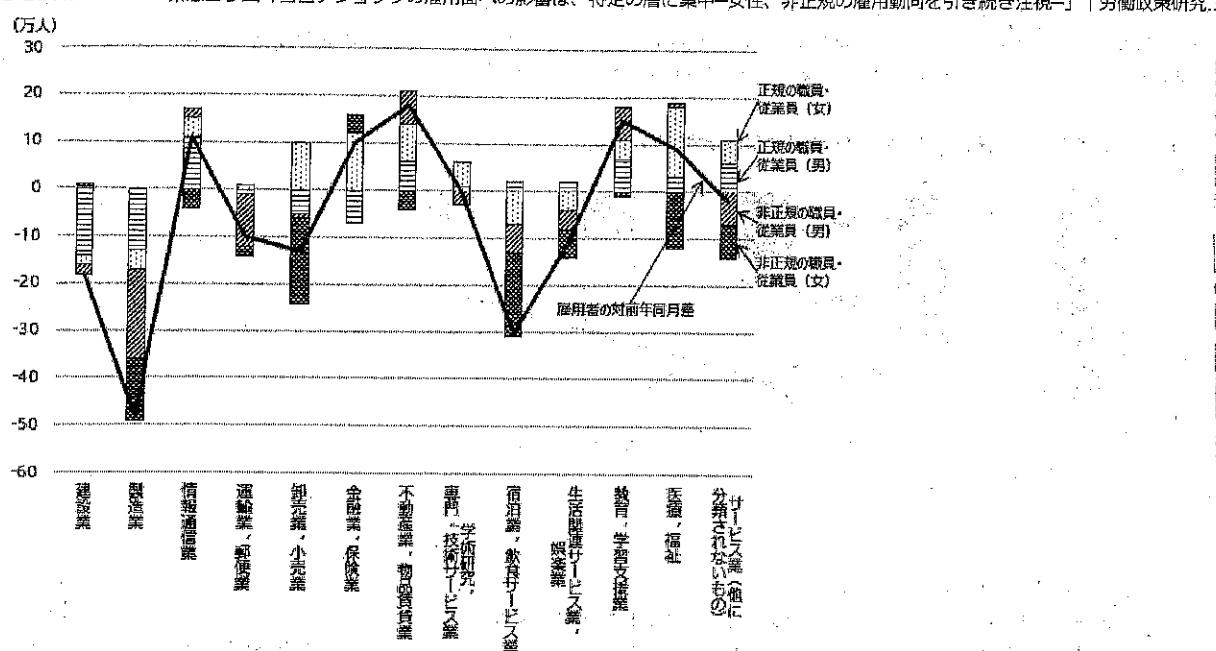
注1：いずれの時点の集計対象者も、4月1日時点民間企業で働く会社員4,307人である。うち、「5月・8月調査」の共通回答者は3,753人である。

注2：a 解雇／雇い止め／倒産失業 b 働いておらず、求職活動をしている（除くa） c 働いておらず、求職活動もしていない d 雇用されているが、就業時間がゼロ

注3：子育て女性とは、18歳未満の子どもを育てている女性のことである。

2020/10/31

緊急コラム「コロナショックの雇用面への影響は、特定の層に集中—女性、非正規の雇用動向を引き続き注視—」 | 労働政策研究



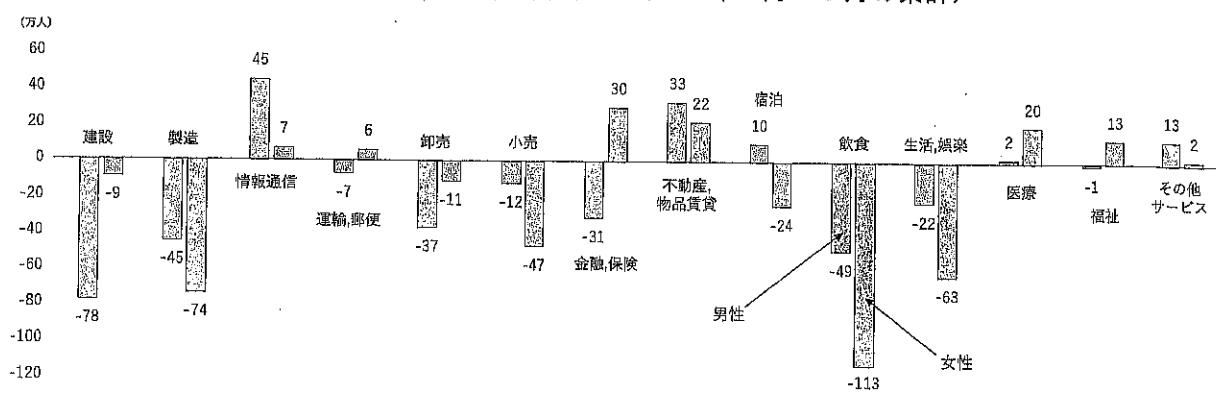
資料出所：総務省「労働力調査」

注：雇用者には役員も含まれるため、正規の職員・従業員と非正規の職員・従業員の対前年同月差を合計しても、雇用者の対前年同月差とは一致しない。

### 産業別就業者数の推移

- 就業者数の前年同月差を産業別で見ると、男女とも「飲食業」「製造業」「生活、娯楽業」の減少幅が大きい。
- 女性は「飲食業」「製造業」「生活、娯楽業」「小売業」の就業者数の減少幅が大きい。

### 産業別就業者数の前年同月差（2020年4月～8月の累計）



(総務省「労働力調査」より作成。原数値。)

## 週あたり労働時間と税込月収の推移（2020年3月～7月、平均値）

	全体		男性		女性		非正規		正規		子育て女性	
	労働時間	月収(万円)										
通常月	39.2	24.4	43.3	30.6	34.3	17.0	29.4	13.4	44.0	29.9	30.8	15.0
3月	37.8	23.5	42.3	29.8	32.1	16.1	27.4	12.4	42.8	29.2	28.0	13.8
4月	35.6	22.9	39.9	29.2	30.3	15.4	25.2	11.6	40.6	28.6	26.1	13.2
5月	33.5	23.5	38.3	29.7	27.8	16.1	22.7	12.3	38.9	29.0	23.8	13.2
6月	36.4	23.7	40.8	29.8	31.2	16.6	26.4	12.9	41.4	29.2	26.7	13.9
7月	37.0	24.0	41.2	29.9	31.9	16.9	27.3	13.2	41.8	29.3	27.4	14.1
変化率（3-5月平均対通常月、%）	-9.1	-4.5	-7.2	-3.6	-12.2	-6.3	-14.6	-9.5	-7.4	-3.4	-15.8	-10.3
変化率（6-7月平均対通常月、%）	-6.4	-2.2	-5.2	-2.6	-7.8	-1.1	-8.5	-2.4	-5.6	-2.3	-12.3	-6.6
N	4,179	3,791	2,262	2,054	1,917	1,737	1,388	1,262	2,791	2,529	459	417

出典：図2と同じ。

注1：集計対象者が、3月1日～7月末まで通して働いていた民間企業の雇用者（休業者を含む）4,179人である。ただし、3月の労働時間は、「4月・5月・8月調査の共通回答者」3,128人についての数値であり、通常月・4～5月の労働時間と通常月・3～5月の月収は「5月・8月調査の共通回答者」3,639人についての数値である。

注2：各月の労働時間は、それぞれ3月全体、4月の第2週、5月の第2週、6月の第4週および7月の最終週の平均労働時間を指している。7月の月収は見込み額である。

注3：労働時間と税込月収が12の階級をもとに大まかに算出。ただし、労働時間は60時間以上では60時間とし、税込月収は50万円以上では50万円とし、その他では階級ごとの中央値としている。

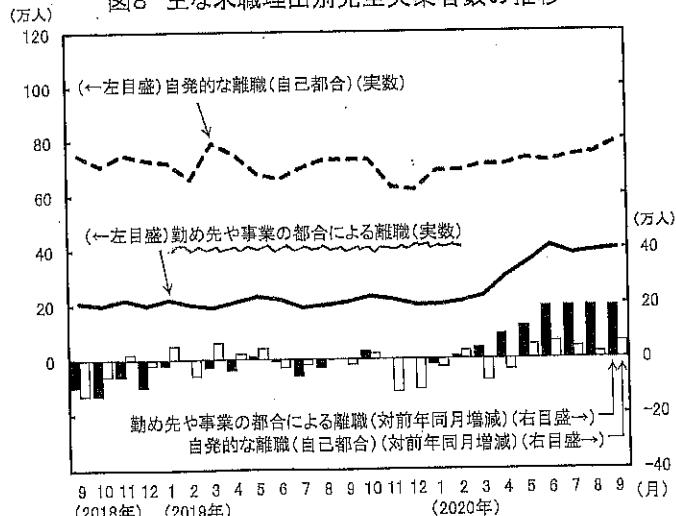
### 求職理由別完全失業者数

- 完全失業者のうち、「勤め先や事業の都合による離職」は40万人と、前年同月に比べ19万人の増加、「自発的な離職（自己都合）」は79万人と、前年同月に比べ6万人の増加、「新たに求職」は49万人と、前年同月に比べ9万人の増加

表4 求職理由別完全失業者数

2020年 9月	男女計 (万人)	
	実数	対前年同月増減
完全失業者	210	42
仕事をやめたため求職	144	34
非自発的な離職	66	29
定年又は雇用契約の満了による離職	26	9
勤め先や事業の都合による離職	40	19
自発的な離職（自己都合）	79	6
新たに求職	49	9
「学卒未就職」	5	1
収入を得る必要が生じたから	28	9
その他	17	0

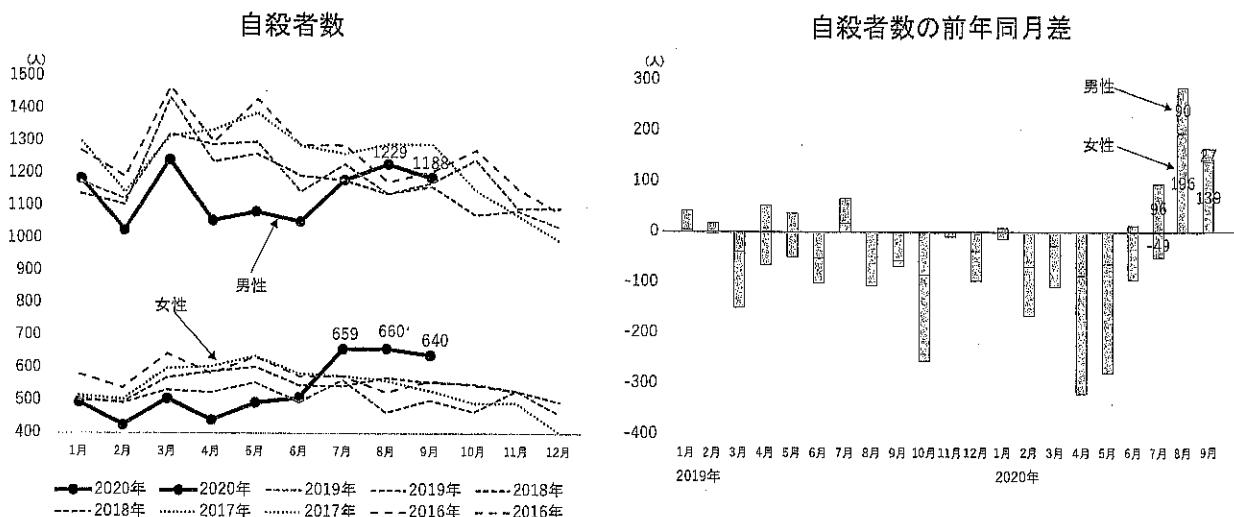
図8 主な求職理由別完全失業者数の推移



## 自殺者数の推移

### 自殺者数の推移

- ✓ 2020年8月の女性の自殺者数（660人）は直近5年間で最多。



(警察庁HP「自殺者数」より作成。原数値。2019年までは確定値。2020年は10月26日時点の暫定値。)

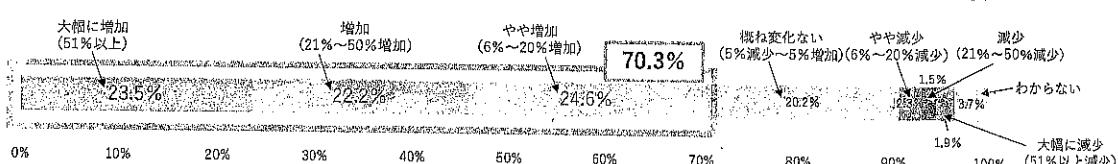
## 生活面

### 【子育て世帯】家族と過ごす時間の変化

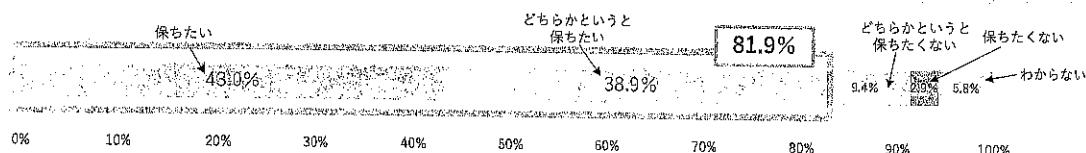
内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」、「『満足度・生活の質に関する調査』に関する第4次報告書」より

- ✓ テレワーク等の働き方の変化や外出自粛等の感染症の影響により、子育て世帯の70.3%が家族と過ごす時間が増加した。
- ✓ 現在の家族と過ごす時間を今後も保ちたい、という回答が81.9%あった。

<質問①> 今回の感染症の影響下において、家族と過ごす時間はどういうように変化しましたか。



<質問②> 現在の家族と過ごす時間を今後も保ちたいと思いますか。（感染症影響下での家族と過ごし時間が増加したという回答者に質問）



## 神奈川県労働力調査四半期平均結果（2020年4月～6月期）

(単位:千人)

区分	2019年4月から6月	2019年7月から9月	2019年10月から12月	2020年1月から3月	2020年4月から6月	前年同期 増減
労働力人口	5,193	5,244	5,226	5,196	5,153	-40
就業者	5,070	5,134	5,135	5,087	4,992	-78
完全失業者	122	109	91	109	161	39
非労働力人口	2,884	2,847	2,869	2,903	2,968	84
完全失業率(%)	2.3	2.1	1.7	2.1	3.1	0.8ポイント

(注1)結果数値は原数値です。（季節調整はしていません）

労働力人口は減少、非労働力人口は増加

当期の15歳以上人口は、812万3千人で、このうち労働力人口は515万3千人、非労働力人口は296万8千人となっており、前年同期に比べ、労働力人口は減少、非労働力人口は増加となっています。

就業者は減少、完全失業者は増加

また、労働力人口のうち、就業している者(就業者)は499万2千人、失業している者(完全失業者)は16万1千人で、前年同期に比べ、就業者は減少、完全失業者は増加となっています。



# ジェンダーの視点からのコロナ対応に関する国際機関からの提言等

資料4

- 国際機関では、ジェンダーの視点からのコロナ対応に関する各國の共有を図っている。
- 女性の雇用や起業、女性に対する暴力、ひとり親、無償ケア労働、デジタル経済などへの対応が指摘されている。

国際機関名	動向	概要
国連機関 グローバル女性議論会議 女性・児童をCOVID-19への 対応の中心に	● 4月5日 ● 4月9日	<ul style="list-style-type: none"><li>● 各国政府に対し、女性に対する暴力の防止と救済を重視するよう要請。我が国を含む各國大便性から女性をヨコハマ対応の中心に据えるよう要請。</li><li>● クテレス事務総長が発表。各国が政策として取るべき対応策や国連としての取り組みについて述べた。</li><li>● 全ての危急対応における横断的対応を求めており、女性を含めることが極めて重要であるとし、以下の3つの横断的対応を示している。<ol style="list-style-type: none"><li>① 新型コロナウイルスに限らずする全ての意思決定の場における女性の参画</li><li>② 女性に偏るケニアウクへの対応</li><li>③ 新型コロナウイルスの社会経済的影響にに対処する全ての取組へのジェンダーの視点の適用</li></ol></li><li>● 各国が取るべき対応策として以下を提示。</li></ul>

## 国際機関名

## 動向

## 概要

- 新たな日常(New Normal)におけるPWEにおいて以下の議論が展開された。
  - 女性の失業の増加(インフレーターは女性が多く脆弱性が顕在化)、無償賃金アーチャーDVの増加などへの懸念。
  - 無職の対応として雇用の維持や職業スキルのトレーニング、女性起業家の支援により利用しやすい育児と介護のケアなどが必要。
  - テクノロジカルシエナジー(WEF)による参画を推進。生(9月30日)の女性経済フォーラム(WEF)において、上記PPWEの議論を踏まえ、閣僚宣言が取りまとめられたところ。

- 事務総長席補佐官から各国閣僚等に申し書面を要請(4月8日)。
  - 女性は健康的労働力の70%以上を占め感染リスクに自身をさらしていること、より大きな負担を負っていることなどを指摘。
  - 危機に対する全ての政策対応は、シェンダーの視点を組み込まれなければならない」として以下の政策提言。
    - 保育サービスの提供、休職者への財政支援、有給休暇を与える事業主へ柔軟な働き方等の支授。
    - 収入の減少や失業への対応、ひとり親世帯への支援、ひきこもりや失業者の改善、住宅ローンや公共交通料金の支払いへの一時金の猶予。
- 政策提言:  
新型コロナウイルスによる  
危機との闘いの中核にいる  
女性  
(4月2日)  
OECD  
ジャパン主流化作業部会
- 作業部会において4月、9月オンライン会議を開催し、各国の取組を共有。
  - 被害者のニーズへの適切な対応、オンラインでのコミュニケーション、DVに対する社会の許容度を高めるための取組。
  - シェンダーの視点からの影響評価。
  - シェンダー予算の活用。

※これらの方々が、国連女性機関(UN Women)や女子差別撤廃委員会から声明等が出されている。

男女共同参画プロジェクトチーム  
男女共同参画の推進に向けた提言  
～ウーマノミクスで新地方創生・日本再生～

令和2年6月4日 全国知事会

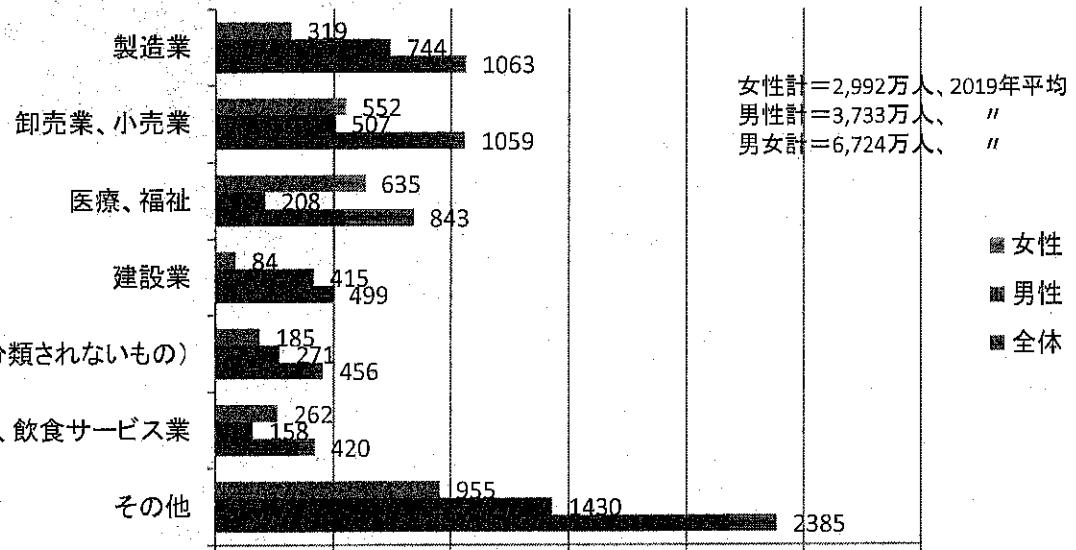
## 第1部 新型コロナウイルス感染症拡大により顕在化した課題への対応

非常事態においては、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れる。今般、世界規模で感染拡大した新型コロナウイルス感染症の対応においては、子育てや介護など事情を抱えている方の負担が女性に集中するなどの問題が生じている。とりわけ女性従事者が多い看護師・保育士・介護士等やより経済的基盤が弱い女性労働者のセーフティネットを支える仕組みの脆弱性が明らかとなった。そのため、女性も男性も家庭と仕事を両立しながら安心して働き続けることができるための支援策を喫緊に講じていく必要がある。

### 提言(1) 女性従事者の多い医療・保育・介護分野等における セーフティネットの充実・強化

- ① コロナウイルスへの感染を恐れながらも、人員不足のために十分な休息もとれず従事せざるを得ない医療・保育・介護関係者及びその家族を含めた健康の確保、生活維持のための（防疫等作業手当や危険手当の支給・職場近隣への宿泊等）経済的支援 ＜新規＞
- ② 緊急的な状況の中でも、看護師・保育士・介護士等の社会機能の維持に必要な職種では、女性が多く従事している現状にある。幼い子どもがいる場合にも安心して継続勤務できるよう緊急時における保育の確保等、セーフティネットの充実 ＜新規＞

【産業別就業者数】



資料出所:総務省 R1 労働力調査

0 500 1000 1500 2000 2500 3000

産業別就業者数で「医療、福祉」分野は3番目に多く、女性の産業別就業者数では「医療、福祉」分野が635万人と最も多い。

医療、福祉分野の就業者に占める女性の割合は75%

## 提言(2) 緊急時にも雇用を継続する環境づくり

- ① 女性は、男性に比べ非正規雇用やひとり親家庭の割合が高く、経済的に脆弱な場合が多い。緊急時の経済停滞による解雇や、家庭責任の負担から離職せざるを得ない状況がある。雇用調整助成金の利便性の向上やインセンティブの付与など、就労継続に取り組む企業への支援の充実に加え、人手が必要となる仕事へのマッチング、資格取得等キャリアアップへの支援等、女性の経済的回復力の後押し <新規>
- ② 女性も男性も家庭と仕事を両立できる柔軟で働きやすい制度の整備と活用促進。緊急時に備えて日ごろから休暇・休業が取得できるように代替要員の登録制度の整備や、待遇向上による人材確保を行う事業者への支援<新規>
- ③ コロナウイルス感染症への対応において、子育てへの不安感の解消と保育園等預け先の負担軽減のため、育児休業延長と育児休業給付金の拡充、企業等への啓発促進 <新規>
- ④ 緊急時における、妊婦の心理的ストレスによる母体や胎児への影響への懸念から、妊娠中の女性労働者が安心して出産できるよう、休業体制の整備（産前休暇までの休業補償、代替人員の確保経費の助成等） <新規>
- ⑤ ひとり親の経験者等がピア・サポーターとして、子育て中のひとり親に寄り添う相談事業の実施等、相談・支援体制の充実 <新規>

### 【ひとり親世帯の現状】

	母子世帯	父子世帯
世帯数	123.2万世帯	18.7万世帯
就業状況	81.8%	85.4%
うち、正規	44.2%	68.2%
うち、自営	3.4%	18.2%
うち、非正規	43.8%	6.4%
母又は父の平均年間就労収入	200万円 正規:305万円 非正規:133万円	398万円 正規:428万円 非正規:190万円

ひとり親世帯は、約142万世帯。そのおよそ9割が母子世帯（母子世帯は、30年間で1.5倍）。  
母子世帯の平均収入は、父子世帯の約1/2

出典:厚生労働省 H28全国ひとり親世帯等調査結果

非正規の職員・従業員数は前年同月に比べ26万人の減少。

完全失業者数を求職理由別に前年同月と比べると、「勤め先や事業の都合による離職」が4万人の増加。

主な産業別就業者を前年同月と比べると、「製造業」「宿泊業、飲食サービス業」などが減少。

### 【新型コロナウイルスの雇用への主な影響】

原数值	実数 (万人)	対前年同月増減 (万人)			
		3月	2月	1月	12月
就業者	6700	13	35	59	81
男	3717	4	7	25	14
女	2983	9	28	35	66
自営業主・家族従業者	650	-40	-25	3	2
雇用者	6009	61	64	64	80
役員を除く雇用者	5656	40	45	37	64
正規の職員・従業員	3506	67	44	42	40
非正規の職員・従業員	2150	26	2	-5	23
完全失業者	176	2	3	7	-14
非自発的な離職	41	7	2	-3	-4
うち勤め先や事業の都合	23	4	1	-2	0
自由自発的な離職(自己都合)	71	8	3	-3	-11
新たに就職	46	6	1	-3	1

原数值	実数 (万人)	対前年同月増減 (万人)			
		3月	2月	1月	12月
農業、林業	188	7	3	12	5
建設業	512	3	7	14	6
製造業	1045	24	-15	5	2
情報通信業	228	2	-5	16	18
運輸業、郵便業	349	12	1	9	6
土木業、小売業	1083	17	44	22	15
金融業、保険業	152	5	-7	3	19
不動産業、物品販賣業	135	3	8	14	4
就業業	236	13	1	8	11
宿泊業、飲食サービス業	401	-14	-6	-8	3
生活関連サービス業、娯楽業	234	3	1	1	0
教育、学習支援業	316	-11	-2	-12	1
医療、福祉	878	40	25	31	-3
サービス業(他に分類されないもの)	454	-6	2	2	5

出典:総務省 R2年3月分 労働力調査

### 提言(3) テレワーク等の働きやすい制度の導入支援

- ① 自然災害や新型コロナウイルス等の感染症など突発的な状況にも速やかに対応できるよう、テレワークやフレックスタイム制、時差出勤、年次有給休暇の時間単位での取得など、個々の事情に応じた柔軟で働きやすい制度の整備と活用促進 <新規>
- ② 中小企業におけるテレワーク導入に際して、就業規則等の改正や通信機器・環境等の整備、従業員のICTリテラシー向上等への支援 <新規>

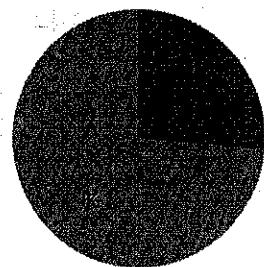
企業において、テレワークを導入している又は具体的な導入予定があるのは26.3%。

産業別では「情報通信業」「金融・保険業」での導入率は約4割と高い。

資本金別では、10億円以上の企業の導入率が約5割と高く、

資本金1000万円未満の企業においては12.1%となっている。

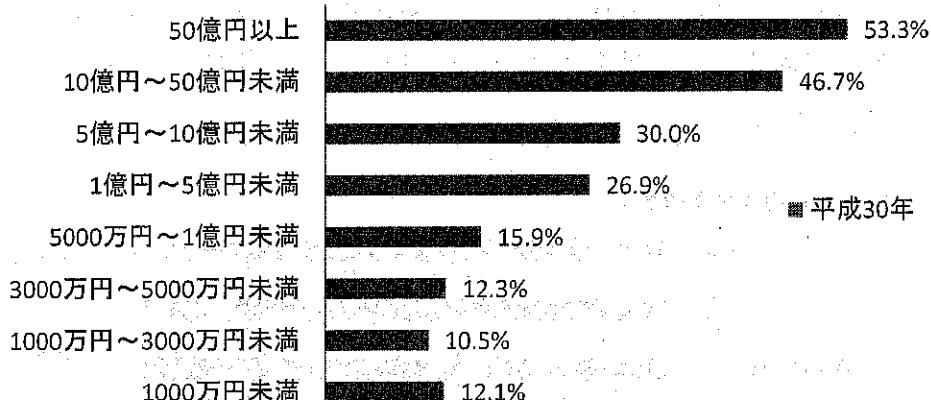
【テレワークの導入状況(企業)】



- 導入している
- 導入予定がある
- 導入していない

出典: 総務省 H30通信利用動向調査

【資本金規模別テレワークの導入状況】



### 提言(4) 在宅勤務・自宅待機によるDVリスクへの対応強化、 児童虐待対応との連携強化

- ① 緊急時の外出自粛や自由な行動の制限による、DVリスクの高まりや、加害者が自宅にいることによる被害者の相談機会の逸失に対応するため、民間団体による支援・運営体制の整備を後押しするなどDV被害者に対する相談・保護体制の充実 <新規>
- ② DV被害に対する早急な精神的、身体的被害の回復、DV対応と児童虐待対応との連携強化、DV防止の普及啓発・学校等における予防教育の強化 <新規>

【DV被害者等の支援を行っている民間施設の抱えている問題や課題】

財政的問題	85.3%
施設・設備の問題	84.2%
スタッフの不足	84.2%
安全性、秘匿性の問題	70.5%
スタッフの専門的知識の不足	61.1%
関係機関との連携不足	57.9%

#### 〈求められている支援〉

- ・委託費だけでなく、安定的な運営を行うための支援
- ・行政手続き、法的手続き、緊急避難、自立支援をワンストップでできる支援体制の整備
- ・住宅支援や就労支援、メンタルケアといった被害者の自立に向けた長期的支援

出典: 内閣府 R1 DV等の被害者そのための民間シェルター等に関するアンケート調査

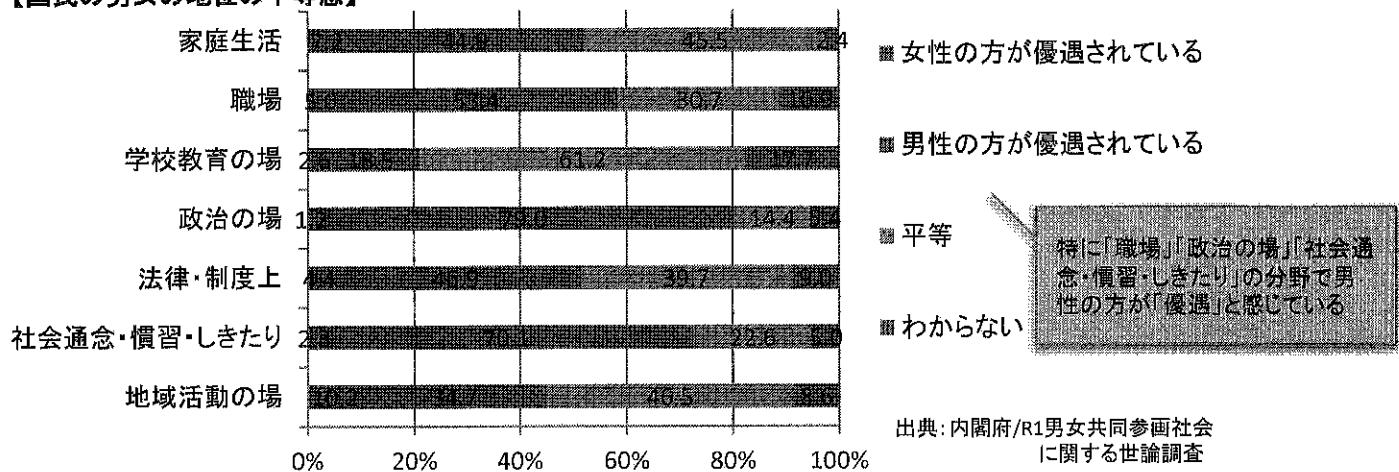
## 第2部 持続可能な社会づくりに向けた男女共同参画の推進

### 提言(1) 性別による固定的役割分担意識の解消に向けた教育の推進

- ① 男女共同参画社会の形成に向け、国民の理解の一層の向上と、根強く存在する性別による固定的な役割分担意識を解消するため、「女性と男性が互いに尊重し合い、共に支え合い、社会に貢献する」という教育の推進
- ② 児童生徒に対する、家族への感謝や愛情の育み、絆の大切さも含めたライフデザイン形成に関する学習の義務化
- ③ D VやL G B T等の多様な性的指向・性自認に関することなど、「男女共同参画」に関する課題の多様化・増大化に対応するための男女共同参画センター等の機能の充実・強化
- ④ 「持続可能な開発目標（SDGs）」目標5（ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る）の実現を目指し、あらゆる分野における政策・方針決定課程への参画を促進。特に、自治会や町内会、PTAなど様々な地域活動に女性がリーダーとして参画できるよう、地方が行う女性リーダーの育成や実践活動への取り組みに対する支援

＜新規＞

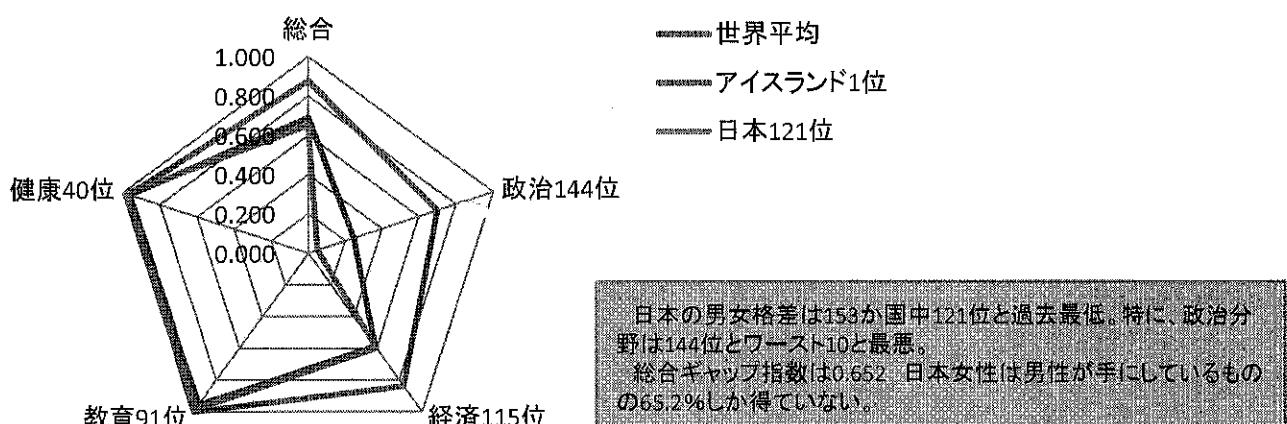
#### 【国民の男女の地位の平等感】



出典: 内閣府/R1男女共同参画社会  
に関する世論調査

#### 【ジェンダーギャップ指数】

出典: 2019世界経済フォーラム(WEF)



## 提言(2) 男女の人権を尊重して、安全・安心な暮らしの実現！

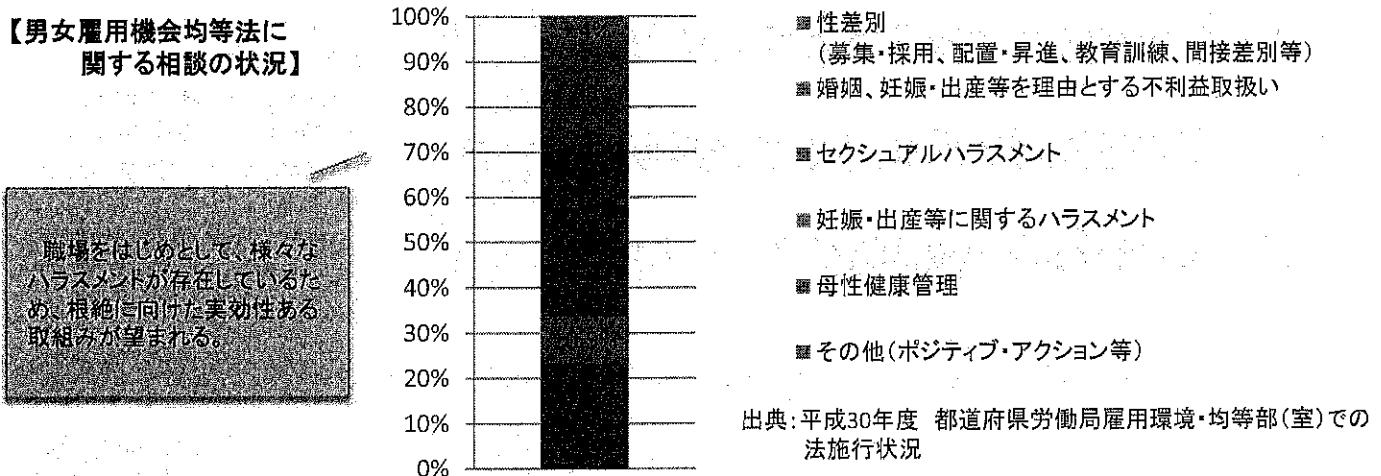
### I. 重大な人権侵害であるあらゆるハラスメントとDVの根絶

- ① 真の男女共同参画社会を実現するため、社会制度・慣行の見直しや、あらゆるハラスメントの根絶に向けた実効性ある取り組みの推進
- ② 近年複雑で多岐にわたる困難な問題を抱える女性のニーズに適切に対応できるよう人員の確保や相談員の人材育成等に必要な財政措置などの機能強化 <新規>
- ③ 時代の変化に合わせ、未婚の方も含め、広く女性問題を解決するという視点から「婦人相談所」「婦人相談員」等「婦人」を冠した名称は「女性」への改称 <新規>
- ④ 民間団体による支援・運営体制の整備を後押しするなどDV被害者に対する保護体制の充実
- ⑤ DV被害者に対する処遇改善の研究促進、DV対応と児童虐待対応との連携強化、DV防止の普及啓発・学校等における予防教育の強化
- ⑥ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて交付金の拡充、24時間・365日対応できるコールセンターの整備、病院・警察等との連携強化の方針提示

### II. 東日本大震災等の大規模災害の教訓を活かし、男女共同参画の視点を踏まえた、防災・災害時・復興の対策強化

- ① 地方防災会議や避難所運営への女性の参画促進、男女共同参画の視点を入れた地域防災計画の策定及び実践への支援 <新規>
- ② 災害対応力を強くするためにには男女共同参画の視点が重要であるため、「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」の周知や関係機関が連携した研修の充実 <新規>

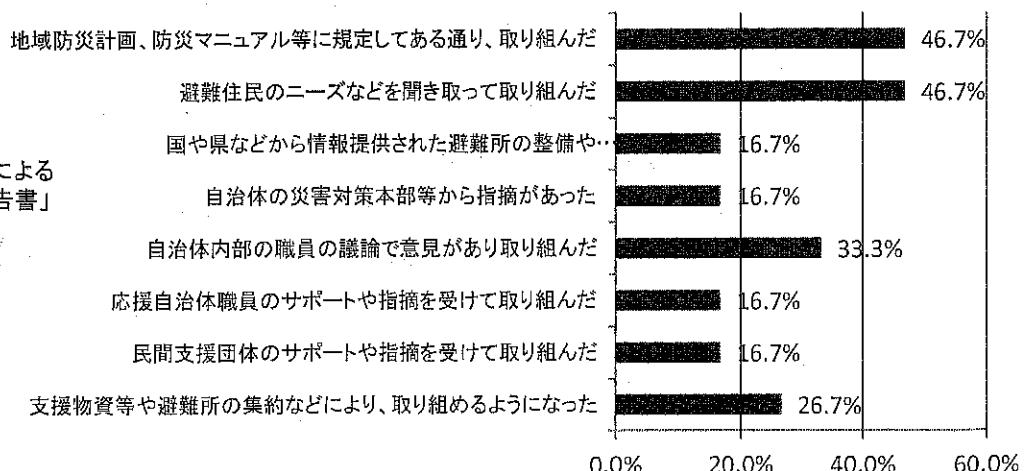
#### 【男女雇用機会均等法に関する相談の状況】



#### 【避難所運営時の男女共同参画の視点を反映した取組がその期間に実施できた理由】

出典:内閣府「男女共同参画の視点による平成28年熊本地震対応状況調査報告書」

災害対応において、男女共同参画の視点を反映した避難所運営マニュアルの策定や研修、人材育成が必要。



## 提言(3) 女性も男性も子育てや介護を仕事と両立できる環境づくりの整備

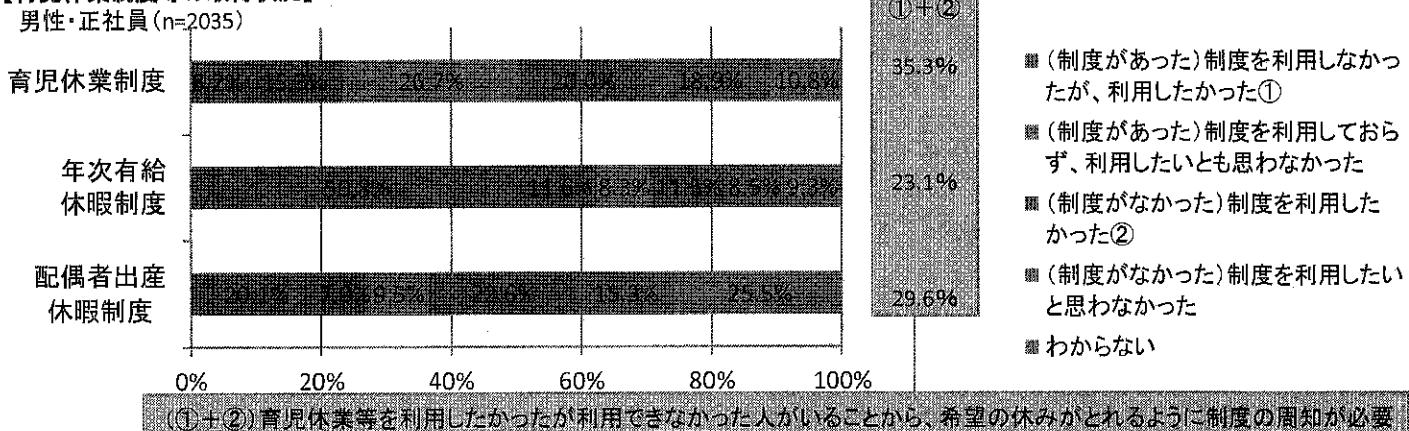
### I. 子育て・介護と仕事との両立支援

- ① 育児時間の取得時間の拡大、男性への適用拡大、当該育児時間の取得に係る賃金減少分に対する支援制度の創設
- ② 配偶者出産休暇など有給の休暇制度の創設、男性の育児休業の割り当て制の導入及び男性の家事育児の参画促進、管理職の意識改革による職場環境の改善のための管理職研修等への支援
- ③ 介護離職ゼロに向けた介護休業の拡大、介護休業中の社会保険料の免除、介護休業代替要員の確保に対する支援
- ④ 介護に関する相談窓口の設置など、従業員の介護と仕事の両立支援に取り組む企業への支援の充実
- ⑤ ひとり親家庭の親が、就労・自立するとともに、能力を発揮して活躍できるよう資格取得に取り組むための給付金の拡充

### II. 労働条件の整備と活用促進(柔軟な働き方、健康支援)、待遇の改善

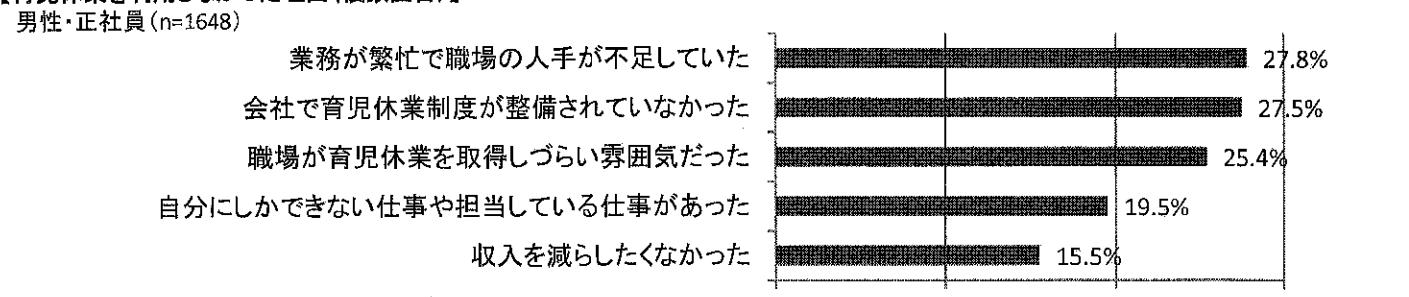
- ① 働き方改革や両立支援に関する政府助成金等について、手続きのアドバイスや事務手続きの簡素化など、企業の実態に合わせた個別具体的な技術的支援の創設 <新規>
- ② 男女間に存在する待遇格差と雇用形態の是正 <新規>
- ③ 社会全体の理解促進や職場の支援体制の整備など、仕事と病気の治療、不妊治療の両立に向けた支援の強化

#### 【育児休業制度等の取得状況】

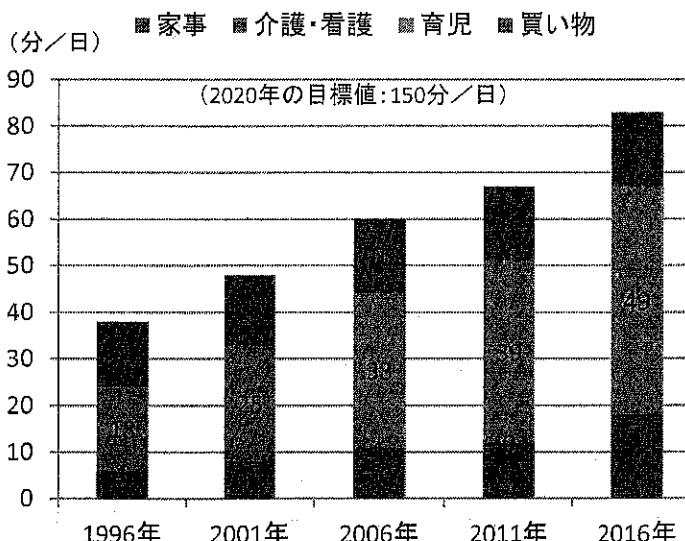


育児休業の制度があつても利用できなかつた人の理由として、職場の人手不足や育児休業を取得しづらい雰囲気だつたといつものが多く、育児休業が当たり前となり、制度を利用しやすい環境づくりが必要

#### 【育児休業を利用しなかつた理由(複数回答)】



## 【6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間】



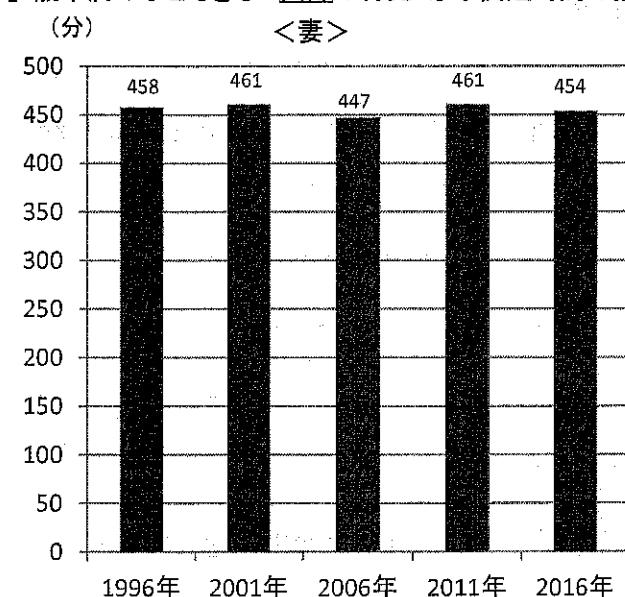
出典:内閣府 H29「平成28年社会生活基本調査」の結果から  
～男性の育児・家事関連時間～

6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間は2016年で83分。2020年の目標値150分にはほど遠い。

6歳未満の子どもをもつ妻の育児・家事関連時間は2016年で454分。

妻の育児・家事関連時間は夫のおよそ5.5倍

## 【6歳未満の子どもをもつ夫婦の育児・家事関連時間の推移】



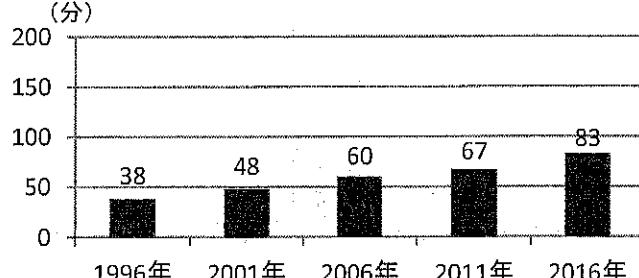
出典:内閣府 H29「平成28年社会生活基本調査」の結果から  
～男性の育児・家事関連時間～

(備考) 育児・家事関連時間は、「家事」「介護・看護」「育児」「買い物」の合計(週全体平均)

### ■育児・家事関連時間

### ■うち育児時間

## <夫>



## 【男女間の賃金格差の要因(単純分析)】

一般労働者(常用労働者のうち短時間労働者以外の者)の男女間の賃金格差(男性=100とした場合の女性所定内給与額)は73.3%。

この格差について、学歴や年齢、勤続年数、役職(部長級、課長級など)の違いによって生じる賃金格差生成効果を算出すると、役職の違いによる影響が9.0と最も大きく、勤続年数の違いによる影響は4.4と大きくなっている。

### 男女の待遇格差が課題

要因	男女間賃金格差		男女間格差縮小の程度②-①
	調整前 (原数値) ①	調整後 ②	
勤続年数	73.3	77.7	4.4
役職	74.8	83.8	9.0
年齢		74.0	0.7
学歴		73.7	0.4
労働時間	73.3	74.7	1.4
企業規模		73.6	0.3
産業		71.1	-2.2

出典:厚生労働省 H30年版 働く女性の実情

資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査(平成30年)より

厚生労働省雇用環境・均等局算出

注)

1 「調整前(原数値)は男性100に対する、実際の女性の賃金水準

2 「調整後」は女性の各要因の労働者構成が男性と同じと仮定した場合の賃金水準

3 「男女間格差縮小の程度」は、女性の労働者構成が男性と同じであると仮定して算出した女性の平均所定内給与額を用いて男性との比較を行った場合に、格差がどの程度縮小するかをみて算出

4 「役職」については、調査対象が「常用労働者100人以上を雇用する企業における、雇用期間の定めのない者」であるため、他の要因による調整結果と比較する際に注意が必要

5 平成30年調査より、次のとおり常用労働者の定義が変更されている。

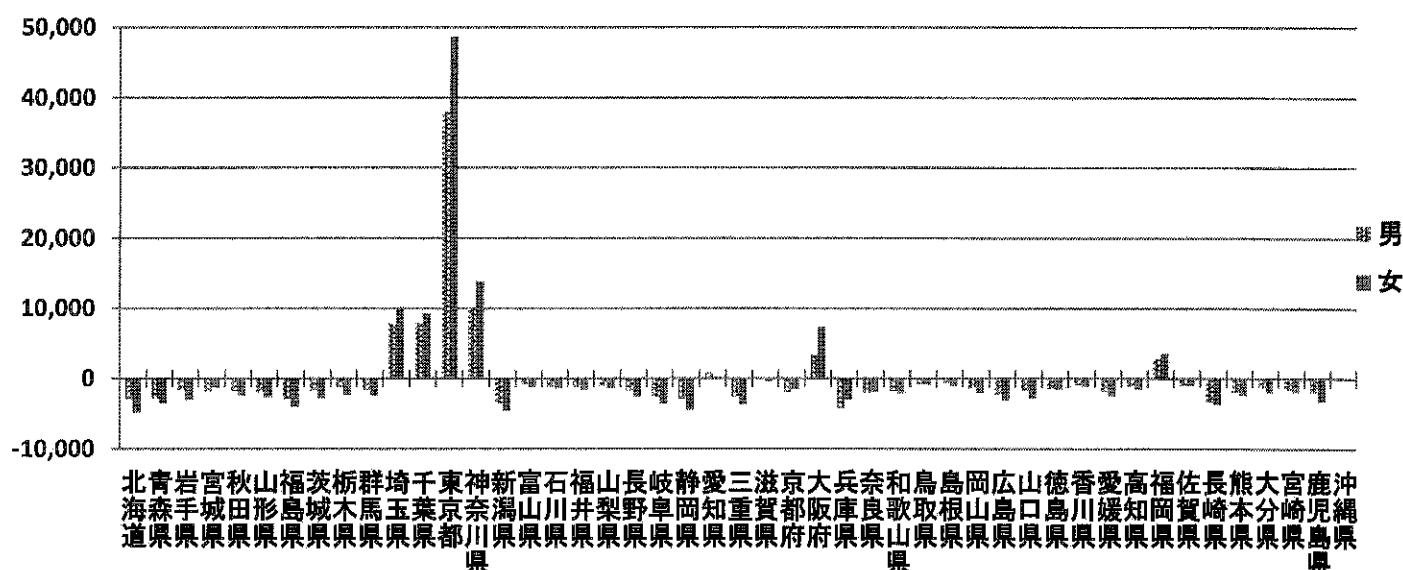
常用労働者:1か月以上の期間を定めて雇われている者

## 提言(4) 若年女性の地方定着・回帰の促進と、 「持続可能な社会」の切り札となる女性活躍を促進

- ① 地域間格差の拡大につながっているランク制度を廃止し、全国一律の最低賃金制度の実現と同一労働同一賃金の確実な実施。最低賃金の引上げ、これによって影響を受ける中小企業・小規模事業者への支援の強化
- ② 地方でも女性も男性も、やりがいや相応の所得が得られる多様な仕事の確保・創出のほか、資格取得や資金確保等の支援充実による起業しやすい環境整備 <新規>
- ③ 中小企業・小規模事業者における女性の就業継続、正社員化、管理職登用を積極的に進めるためのインセンティブの付与
- ④ 女性の就業調整等につながる可能性のある拡大を阻む税制・社会保障制度の見直し
- ⑤ 女性活躍推進法の改正（令和元年5月）により一般事業主行動計画の策定義務が拡大される従業員数101人以上の企業の経過措置期間内（R4.4.1施行）での確実な策定実施に向け、企業の実態に応じた個別具体的な支援 <新規>

### 【転出入の状況(一は転出超過)】

出典: 総務省／2019年「住民基本台帳人口移動報告」



### 【最低賃金の地域間格差の状況】

(単位:円／時間、( ):前年比)

	H24	H29	R1
全国平均	749	848	901
最上位	850 東京都	958 東京都	1,013 (+28円) 東京都
最下位	652 2県	737 8県	790 (+29円) 15県
最上位と 最下位の差	198	221	223

**格差**  
1日8時間・週5日働いた場合、  
年間約46万円の差！

出典:厚生労働省／地域別最低賃金の全国平均一覧

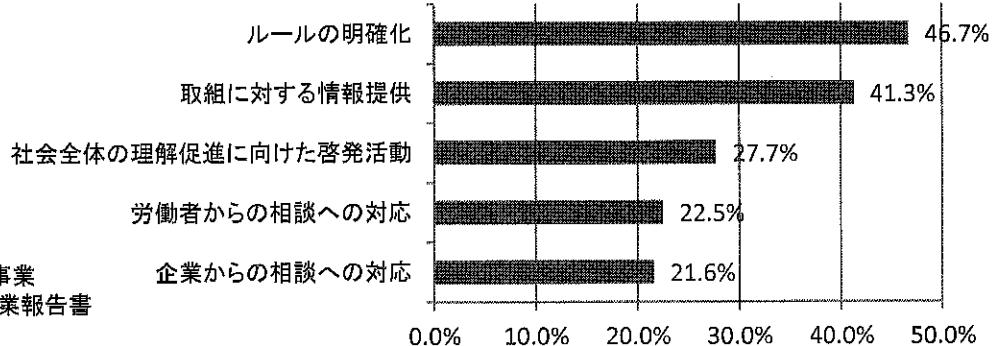
## 提言(5) LGBT等の多様な性的指向・性自認への理解促進

- ① 普及啓発等の施策展開において基準となる、専門的な知見を踏まえた方針の提示＜新規＞
- ② 性を含めた多様性を認め合う社会の実現に向け、L G B T等の多様な性的指向・性自認に関する理解を広める機会の創出や、生活・企業・学校現場等での理解促進と悩みを抱える当事者などへの対応支援 ＜新規＞

【国や自治体に期待すること(企業アンケート調査結果)  
(n=2220)

企業で性的マイノリティに関する取組を進めるにあたって、国や自治体に期待することの上位6つ。自治体において対応を進めいくには、専門的な知見を踏まえた方針の提示、相談への対応支援等が必要。

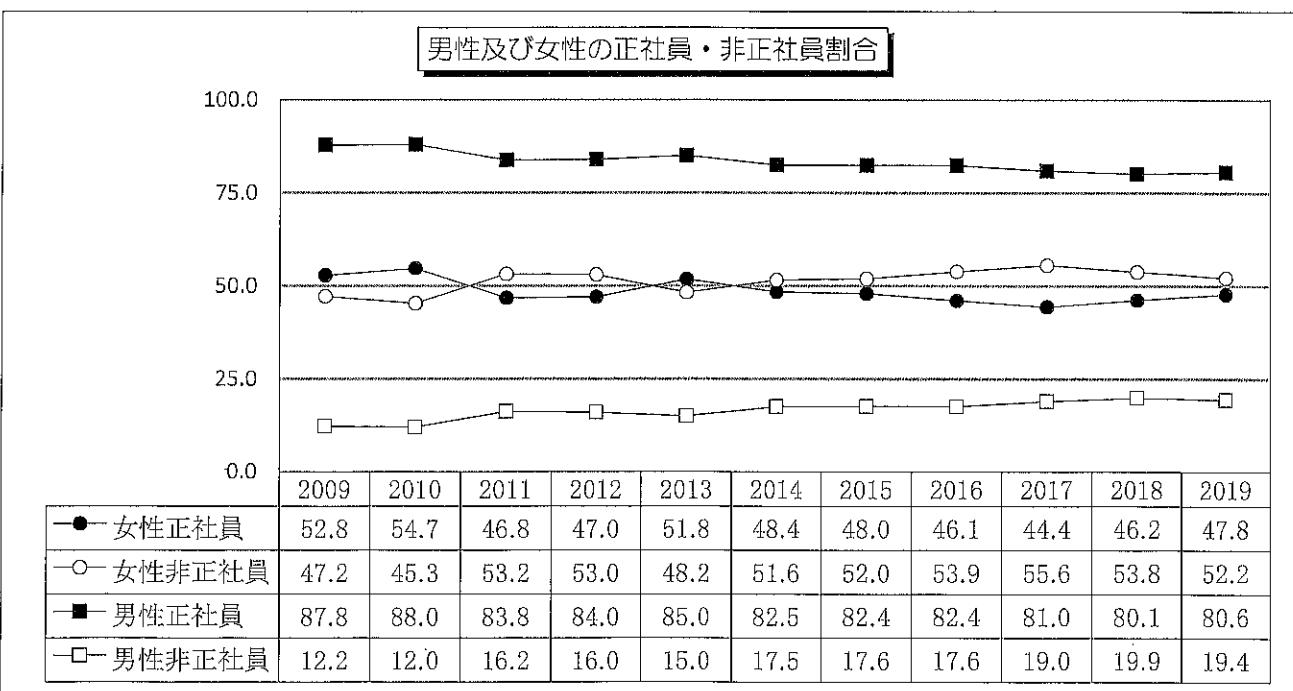
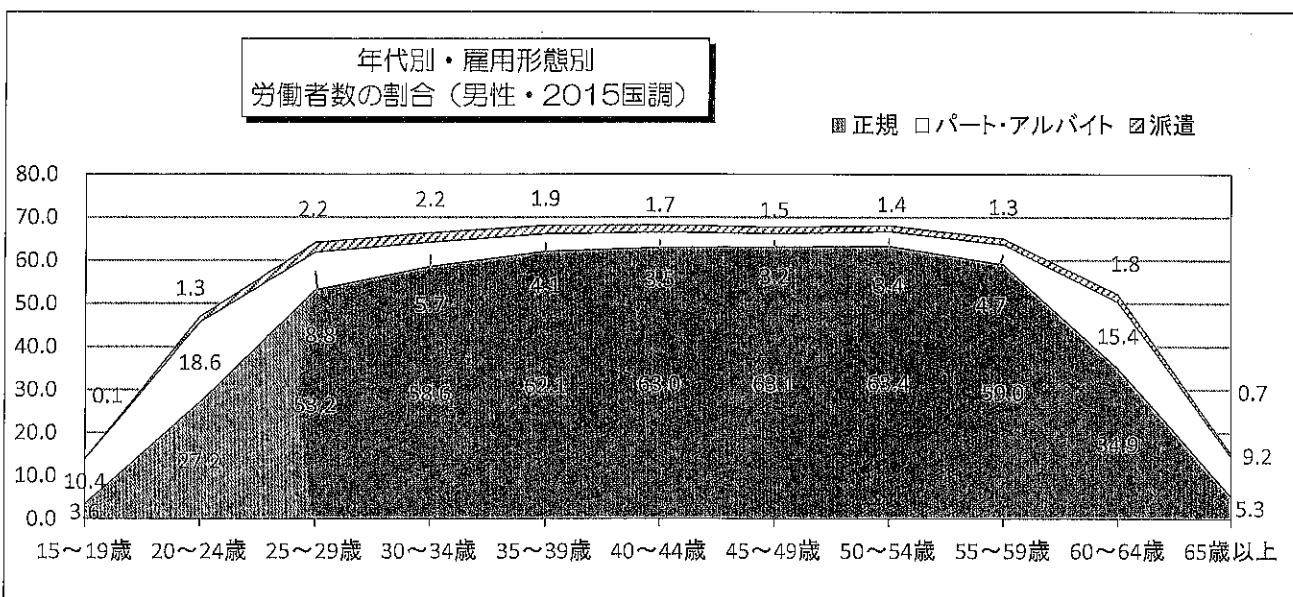
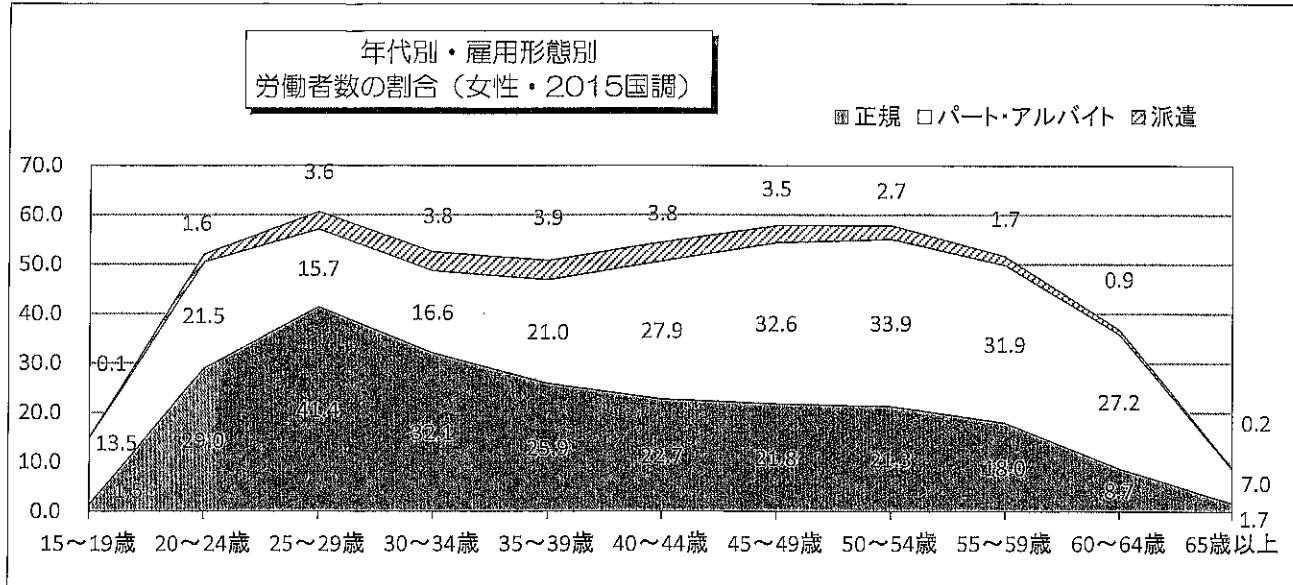
出典:令和元年度 厚生労働省委託事業  
職場におけるダイバーシティ推進事業報告書



## 提言(6) 女性も活躍できる社会づくりに本気で取り組むための十分な財源の確保を!

- ① 地域女性活躍推進交付金については、次年度以降も継続し、事業成果の定着を図るための十分な財源確保と国庫負担割合の10/10の復元、複数年の継続事業も交付対象とするなど、柔軟で使いやすい運用。特に地域においては、中小・小規模事業者における女性活躍が課題となっており、地域女性活躍推進交付金による強力な支援と財源確保 ＜一部新規＞
- ② 地域の実情に合わせた独自施策の展開を継続的に可能とする「女性活躍応援基金（仮称）」の創設

# 神奈川県の女性の雇用実態とジエンダー平等



出所:神奈川県県民局「男女共同参画年次報告書」2019年度版

職業別、従業者規模・週間就業時間別非農林業雇用者数  
女性が多いのは事務従業者とサービス職業従業者

(単位:千人)

		職業別就業者数																	
		総数		専門的・技術的職業従業者		管理的職業従業者		事務従業者		販売従業者		保安職業・サービス職業従業者		農林漁業従業者		運輸・通信従業者		生産工程・労務作業者	
男女計	15	実数 4,652	% 100.0	実数 962	% 20.7	実数 108	% 2.3	実数 1,055	% 22.7	実数 702	% 15.1	実数 645	% 13.9	実数 37	% 0.8	実数 130	% 2.8	実数 920	% 19.8
	16	4,766	100.0	1,006	21.1	104	2.2	1,070	22.5	686	14.4	665	14.0	50	1.0	141	3.0	941	19.7
	17	4,851	100.0	1,059	21.8	116	2.4	1,079	22.2	681	14.0	658	13.6	42	0.9	144	3.0	973	20.1
	18	4,961	100.0	1,048	21.1	94	1.9	1,094	22.1	717	14.5	719	14.5	35	0.7	144	2.9	988	19.9
	19	5,088	100.0	1,075	21.1	96	1.9	1,138	22.4	745	14.6	739	14.5	38	0.7	146	2.9	1,000	19.7
男	15	2,727	100.0	600	22.0	96	3.5	476	17.5	408	15.0	256	9.4	25	0.9	127	4.7	683	25.0
	16	2,801	100.0	622	22.2	93	3.3	501	17.9	387	13.8	271	9.7	29	1.0	139	5.0	700	25.0
	17	2,823	100.0	647	22.9	103	3.6	486	17.2	384	13.6	273	9.7	26	0.9	140	5.0	709	25.1
	18	2,856	100.0	644	22.5	82	2.9	485	17.0	409	14.3	297	10.4	23	0.8	138	4.8	709	24.8
	19	2,909	100.0	643	22.1	84	2.9	495	17.0	421	14.5	309	10.6	26	0.9	139	4.8	732	25.2
女	15	1,924	100.0	362	18.8	12	0.6	579	30.1	294	15.3	388	20.2	12	0.6	3	0.2	237	12.3
	16	1,965	100.0	383	19.5	11	0.6	569	29.0	298	15.2	394	20.1	20	1.0	2	0.1	242	12.3
	17	2,028	100.0	412	20.3	13	0.6	593	29.2	297	14.6	385	19.0	15	0.7	4	0.2	263	13.0
	18	2,105	100.0	404	19.2	12	0.6	609	28.9	308	14.6	422	20.0	11	0.5	6	0.3	278	13.2
	19	2,179	100.0	432	19.8	12	0.6	643	29.5	324	14.9	429	19.7	12	0.6	7	0.3	269	12.3

※職業「分類不能」を省いているため和は一致しない

500人以上規模には男性に比べ女性は少ない

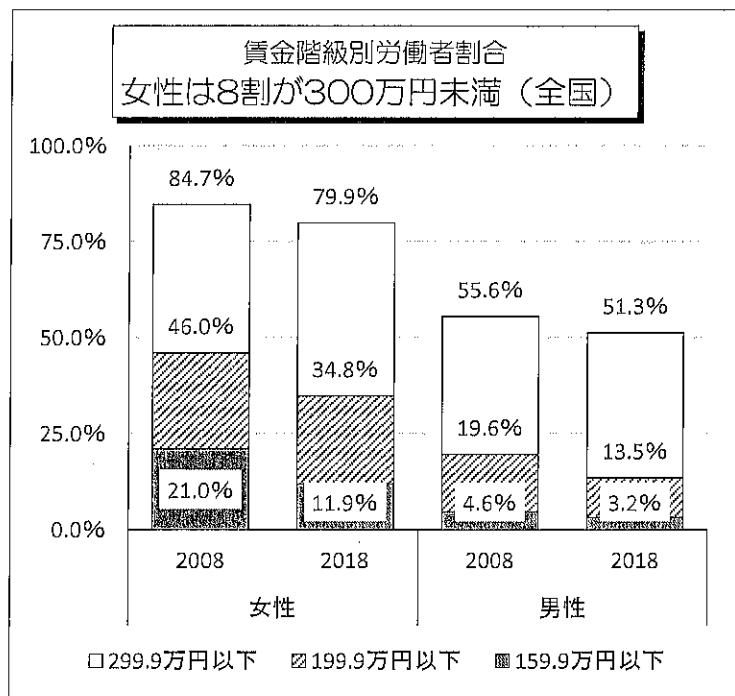
		従業者規模別非農林業雇用者									
		総数		1~29人		30~499人		500人以上		官公	
男女計	15	実数 4,274	% 100.0	実数 943	% 22.1	実数 1,333	% 31.2	実数 1,652	% 38.7	実数 271	% 6.3
	16	4,385	100.0	941	21.5	1,378	31.4	1,694	38.6	287	6.5
	17	4,479	100.0	979	21.9	1,385	30.9	1,740	38.8	299	6.7
	18	4,587	100.0	986	21.5	1,381	30.1	1,836	40.0	308	6.7
	19	4,712	100.0	978	20.8	1,404	29.8	1,935	41.1	319	6.8
男	15	2,490	100.0	504	20.2	749	30.1	1,040	41.8	160	6.4
	16	2,571	100.0	508	19.8	788	30.6	1,062	41.3	169	6.6
	17	2,594	100.0	530	20.4	793	30.6	1,060	40.9	173	6.7
	18	2,624	100.0	521	19.9	780	29.7	1,101	42.0	183	7.0
	19	2,667	100.0	514	19.3	766	28.7	1,158	43.4	190	7.1
女	15	1,784	100.0	439	24.6	584	32.7	612	34.3	110	6.2
	16	1,814	100.0	433	23.9	590	32.5	632	34.8	118	6.5
	17	1,885	100.0	449	23.8	592	31.4	680	36.1	126	6.7
	18	1,962	100.0	465	23.7	601	30.6	735	37.5	125	6.4
	19	2,045	100.0	463	22.6	638	31.2	777	38.0	129	6.3

女性は1~34時間就業が50%以上

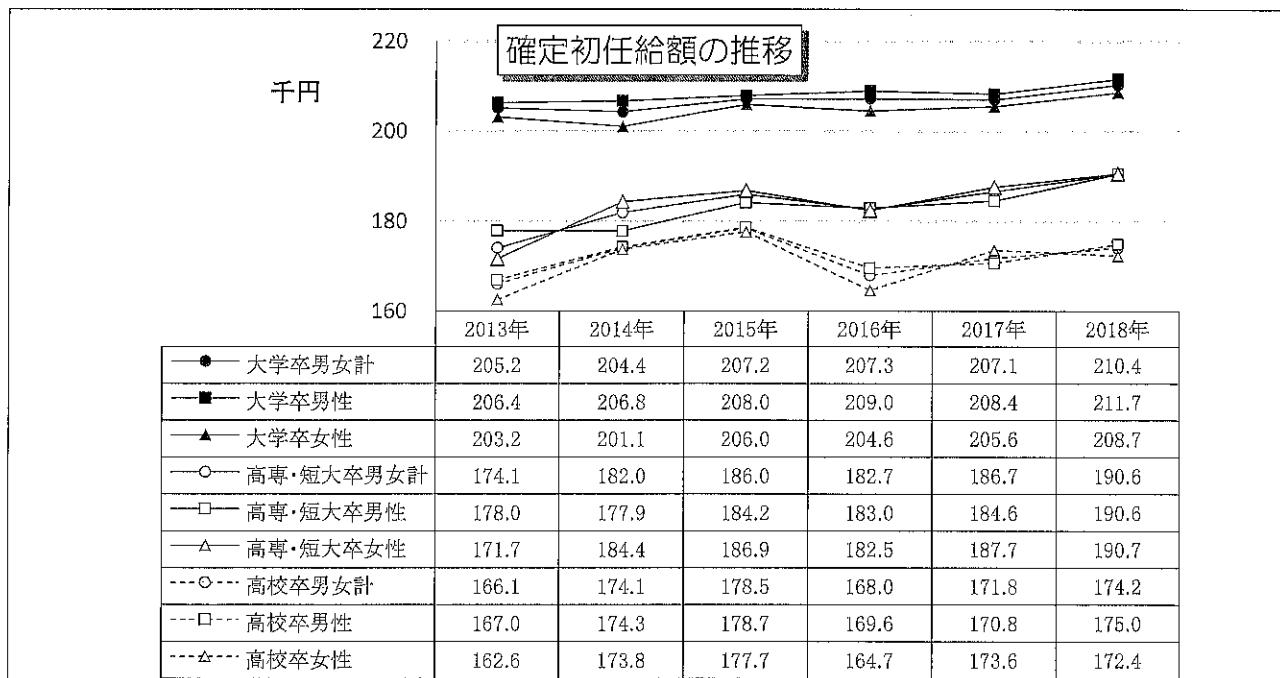
		週間就業時間別非農林業雇用者									
		総数(*)		1~34時間		35~48時間		49時間以上		平均週間就業時間	
男女計	15	実数 4,185	% 100.0	実数 1,333	% 31.9	実数 1,907	% 45.6	実数 914	% 21.8	38.6	
	16	4,281	100.0	1,352	31.6	1,974	46.1	923	21.6	38.5	
	17	4,377	100.0	1,345	30.7	2,039	46.6	951	21.7	38.4	
	18	4,465	100.0	1,540	34.5	2,023	45.3	861	19.3	37.2	
	19	4,589	100.0	1,561	34.0	2,142	46.7	860	18.7	37.1	
男	15	2,460	100.0	447	18.2	1,226	49.8	767	31.2	43.7	
	16	2,540	100.0	461	18.1	1,288	50.7	770	30.3	43.4	
	17	2,564	100.0	427	16.7	1,321	51.5	789	30.8	43.5	
	18	2,583	100.0	519	20.1	1,332	51.6	708	27.4	42.3	
	19	2,626	100.0	554	21.1	1,365	52.0	691	26.3	41.8	
女	15	1,726	100.0	886	51.3	680	39.4	147	8.5	31.3	
	16	1,741	100.0	891	51.2	686	39.4	153	8.8	31.3	
	17	1,813	100.0	917	50.6	718	39.6	162	8.9	31.1	
	18	1,882	100.0	1,021	54.3	691	36.7	153	8.1	30.2	
	19	1,963	100.0	1,007	51.3	777	39.6	169	8.6	30.8	

(\*)週間就業時間別非農林業雇用者には、休業者は含まない。

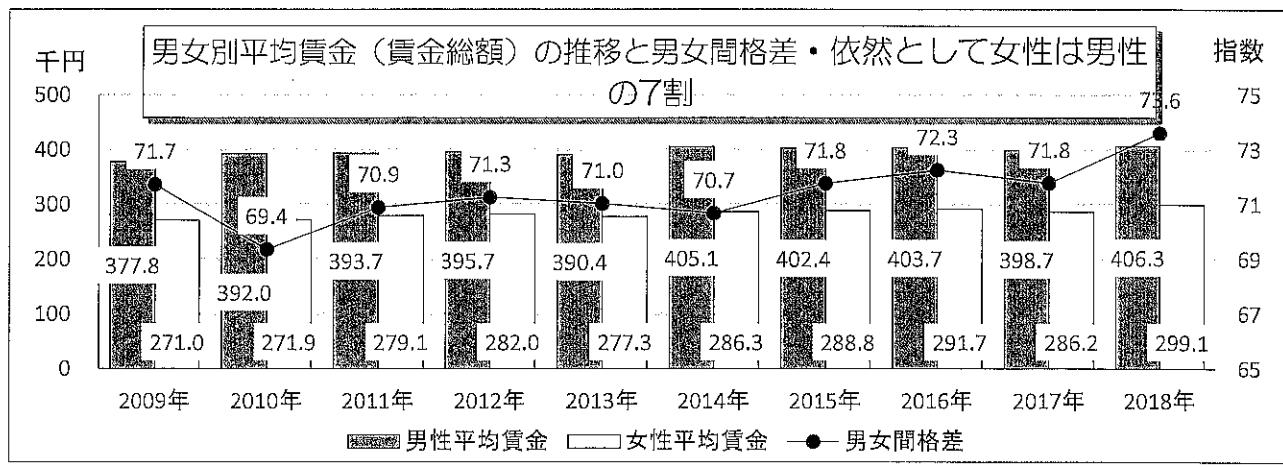
出所:「神奈川県労働力調査結果報告」各年度版



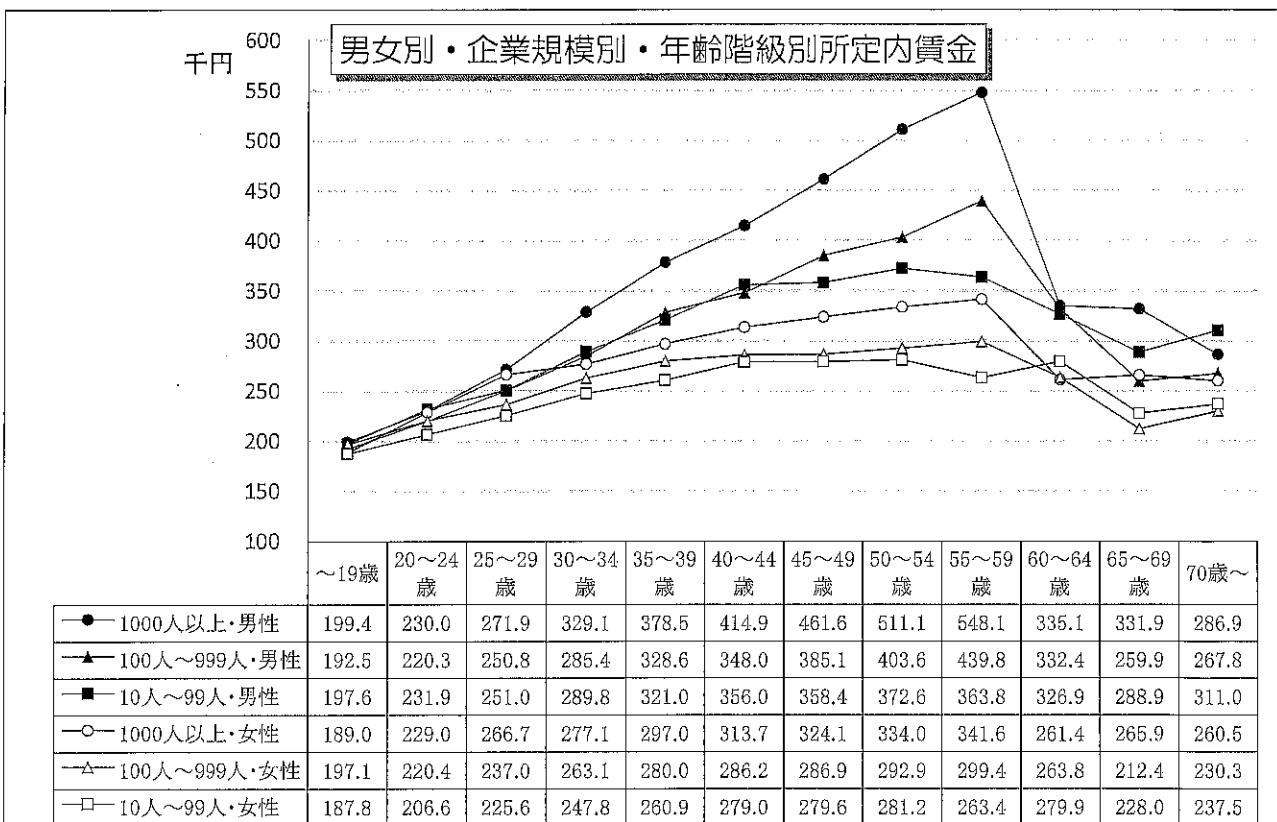
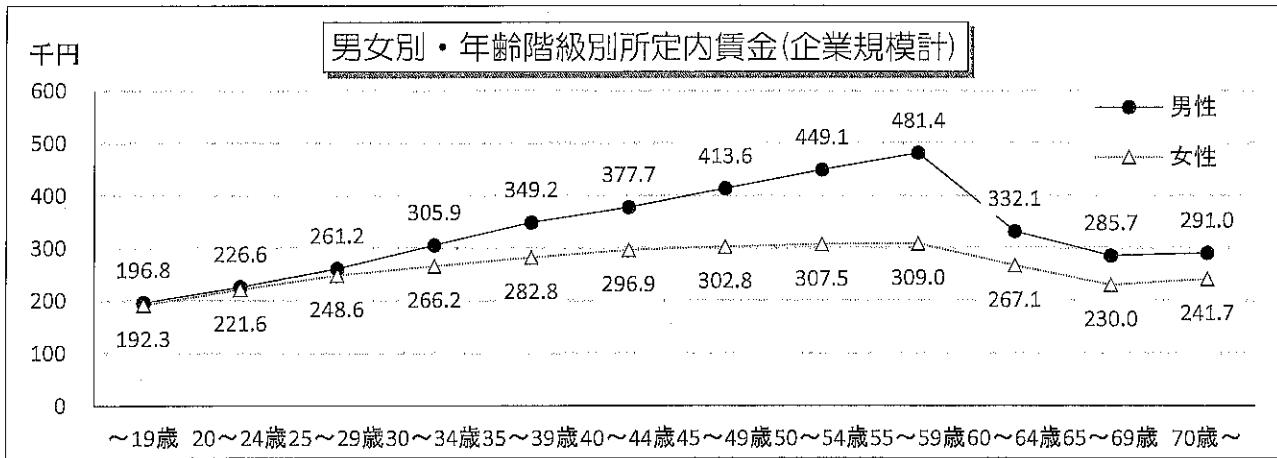
出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」2018年版



出所:かながわ労働センター「平成30年 神奈川の賃金状況」2019年12月



出所:かながわ労働センター「平成30年 神奈川の賃金状況」2019年12月



出所:かながわ労働センター「平成30年 神奈川の賃金状況」2019年12月

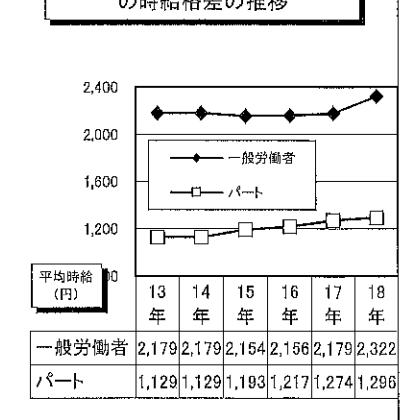
### 男女、雇用形態、年間所得(税込額)、年齢別有業者数

単位:千人

所得総数	正規の職員・従業員		非正規の職員・従業員			
	男	女	男	女		
総数	2,595.3	1,848.1	747.2	1,710.7	576.6	1,134.1
50万円未満	15.2	5.9	9.3	194.5	49.5	145.0
~99万円	15.6	4.1	11.5	511.8	113.3	398.5
~149万円	25.7	9.0	16.7	329.8	77.9	251.9
~199万円	58.1	22.4	35.7	183.9	74.2	109.7
~249万円	208.6	87.2	121.4	198.1	82.2	115.9
~299万円	209.2	111.7	97.5	100.4	49.0	51.4
~399万円	473.7	291.2	182.4	106.7	67.4	39.3
~499万円	399.7	286.9	112.8	34.4	26.9	7.5
~599万円	321.6	254.8	66.8	31.9	28.8	3.1
~699万円	231.1	197.4	33.7			
~799万円	194.5	168.5	26.1			
~899万円	142.2	128.5	13.8			
~999万円	84.7	82.3	2.3			
~1249万円	131.0	122.5	8.5			
~1499万円	36.1	34.5	1.6			
1500万円以上	23.4	23.1	0.2			

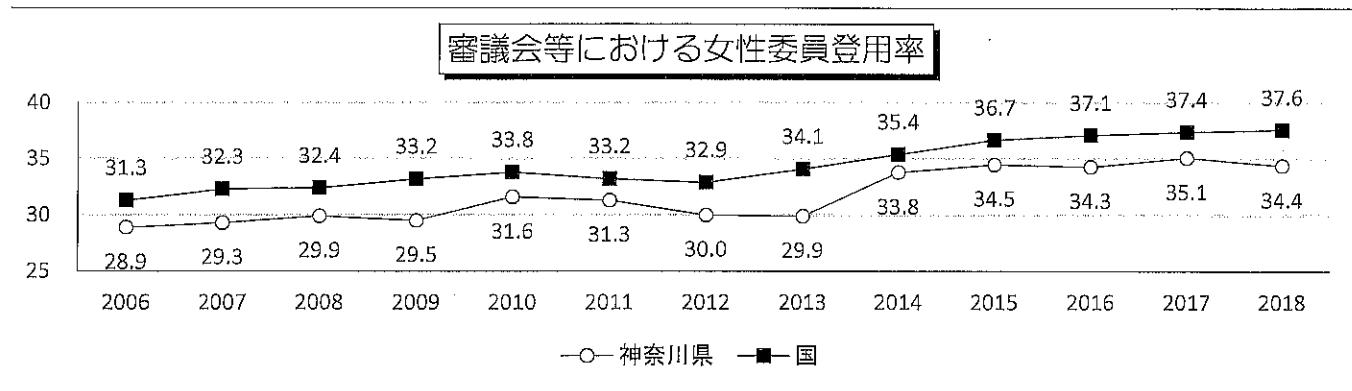
出所:神奈川県「就業構造基本調査」2017年度版

### 一般労働者(正規)とパート労働者の時給格差の推移



※時給は毎勤統計の5人以上の事業所の一般労働者、パート労働者の年平均月間所定内賃与を年平均月間所定内労働時間で除した額。

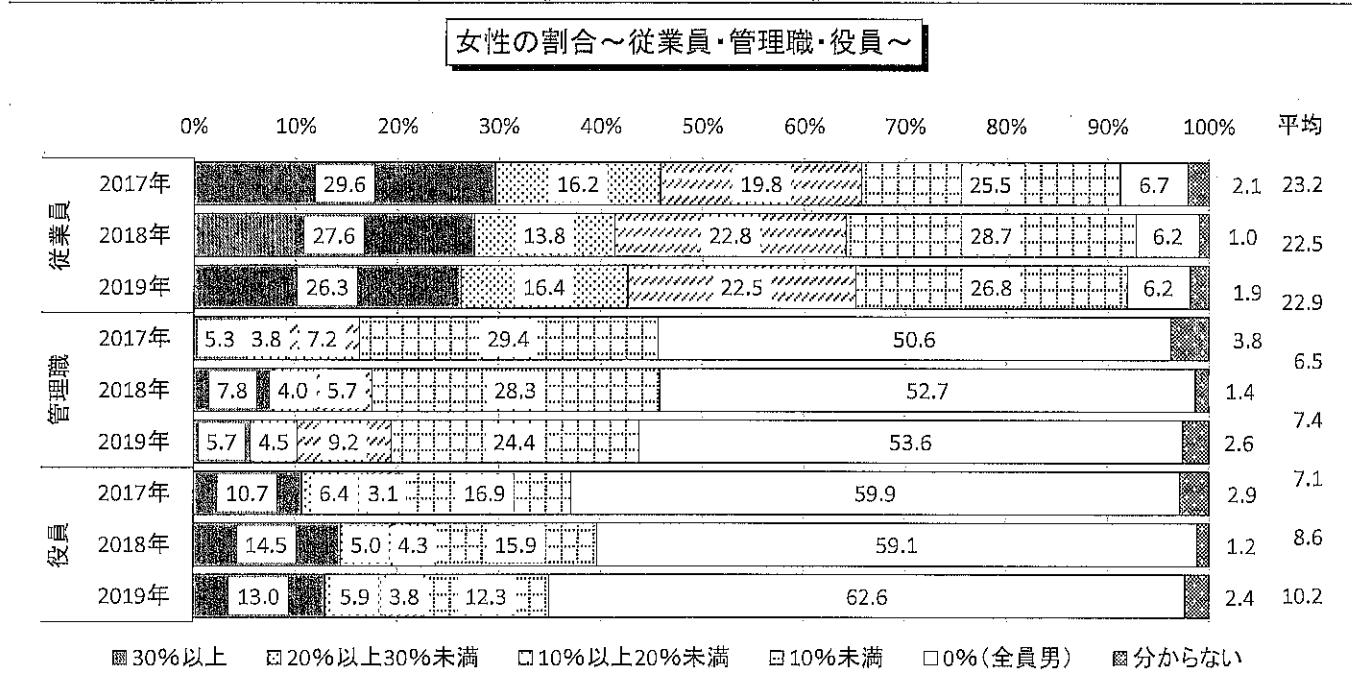
出所:神奈川県毎月労働統計調査 第3表 産業別就業形態別表



出所:神奈川県県民局「男女共同参画年次報告書」2019年度版

## 女性管理職割合は平均7.1%、2018年より0.3ポイント下がる

**女性の割合～従業員・管理職・役員～**



注:母数は有効回答企業422社。2018年7月調査は421社。2017年7月調査は419社

出所:帝国データバンク「女性登用に対する神奈川県内企業の意識調査」2019年8月29日

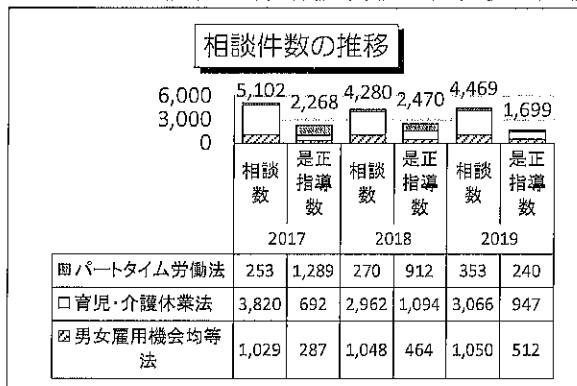
## 女性幹部10%未満が3割

県内自治体の一般行政職に占める女性の割合

	一般行政職(人)	女性職員比率(%)	幹部(人)	女性幹部比率(%)		一般行政職(人)	女性職員比率(%)	幹部(人)	女性幹部比率(%)
神奈川県	10,071	39.7	970	15.9	座間市	393	34.6	99	36.4
横浜市	12,331	40.3	1,030	16.3	南足柄市	205	35.1	37	16.2
川崎市	5,346	31.6	683	14.5	綾瀬市	353	30.0	64	12.5
相模原市	2,787	31.1	446	18.4	葉山町	147	25.2	30	10.0
横須賀市	1,544	28.5	139	11.5	寒川町	234	29.1	42	9.5
平塚市	1,322	36.0	226	13.3	大磯町	159	34.0	9	11.1
鎌倉市	948	40.3	122	14.8	二宮町	143	23.8	24	20.8
藤沢市	1,521	32.9	232	12.1	中井町	104	35.6	14	14.3
小田原市	881	28.5	112	10.7	大井町	141	38.3	16	6.3
茅ヶ崎市	1,132	45.0	110	20.0	松田町	105	33.3	13	0.0
逗子市	230	39.1	50	18.0	山北町	102	22.6	15	13.3
三浦市	255	24.3	51	2.0	開成町	78	23.1	15	6.7
秦野市	500	29.2	66	9.1	箱根町	185	29.2	21	14.3
厚木市	931	26.0	129	7.0	真鶴町	73	21.9	10	10.0
大和市	870	36.6	94	8.5	湯河原町	134	29.1	23	21.7
伊勢原市	459	36.8	124	12.1	愛川町	198	20.2	38	7.9
海老名市	466	38.0	109	21.1	清川村	53	17.0	13	0.0

出所:「神奈川新聞」2020年3月8日

## 2019年度 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法の施行状況

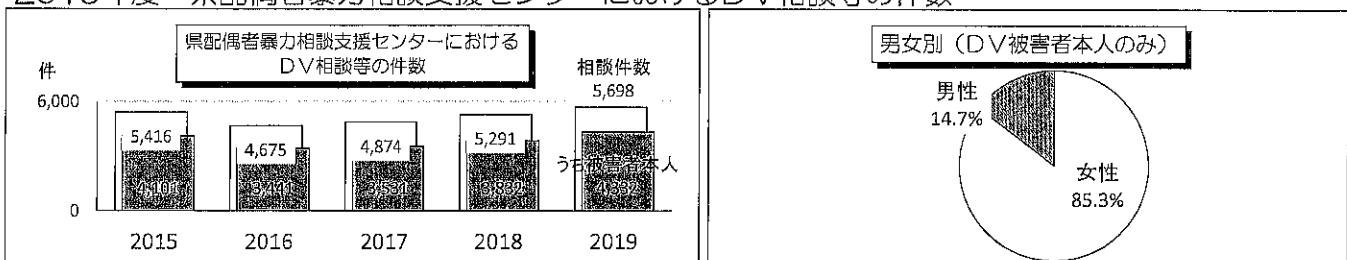


### 男女雇用機会均等法関連の相談内容内訳

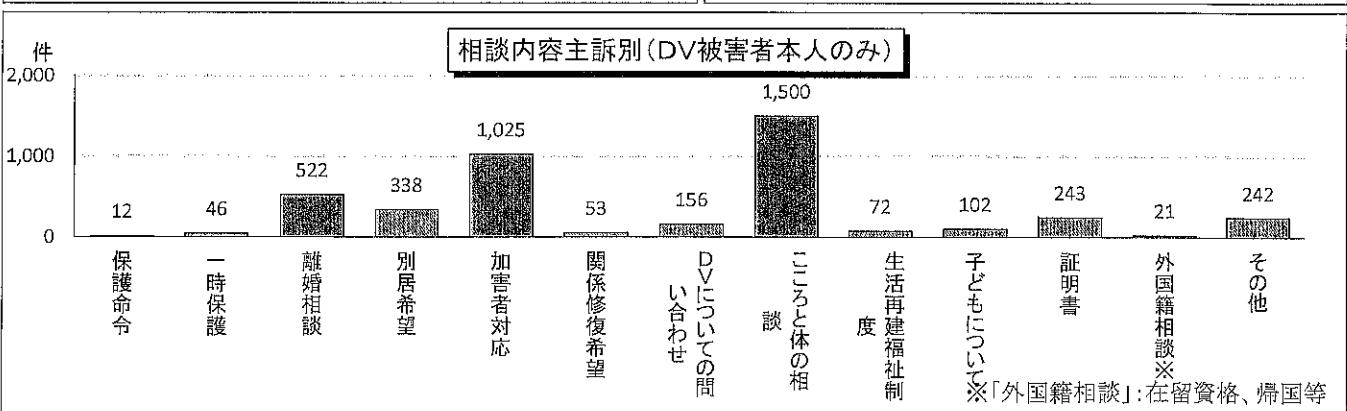
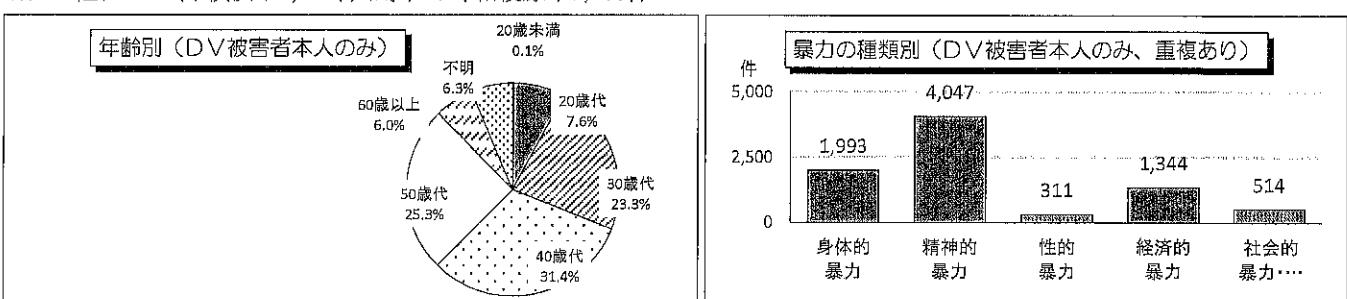
事項	2018	2019
第5条～第8条関係(性差別)	49	66
第9条関係(妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	231	241
第11条関係(セクシュアルハラスメント)	422	400
第11条の2関係(妊娠・出産等ハラスメント)	117	143
第12条、第13条関係(母性健康管理)	141	155
その他	88	45
合計	1,048	1,050

出所:神奈川労働局「令和元年度 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法の施行状況」2020年6月29日

## 2019年度 県配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談等の件数



※この他に2019年/横浜市1,806、川崎市464、相模原市1,038件



### 一時保護した半数

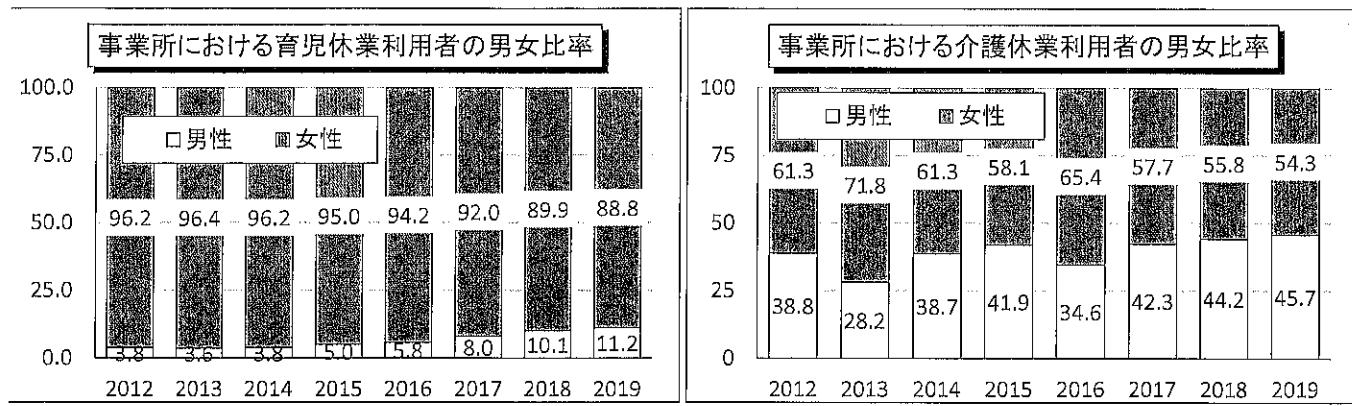
以上は子ども同伴

DVにおける

一時保護件数(神奈川県)

年度	母子	単身
2015	141	65
2016	121	81
2017	128	54
2018	101	76
2019	103	73

出所:神奈川県福祉子どもみらい局  
記者発表資料「令和元年度の県配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談等の件数について」2020年6月4日



出所:福祉子どもみらい局記者発表資料

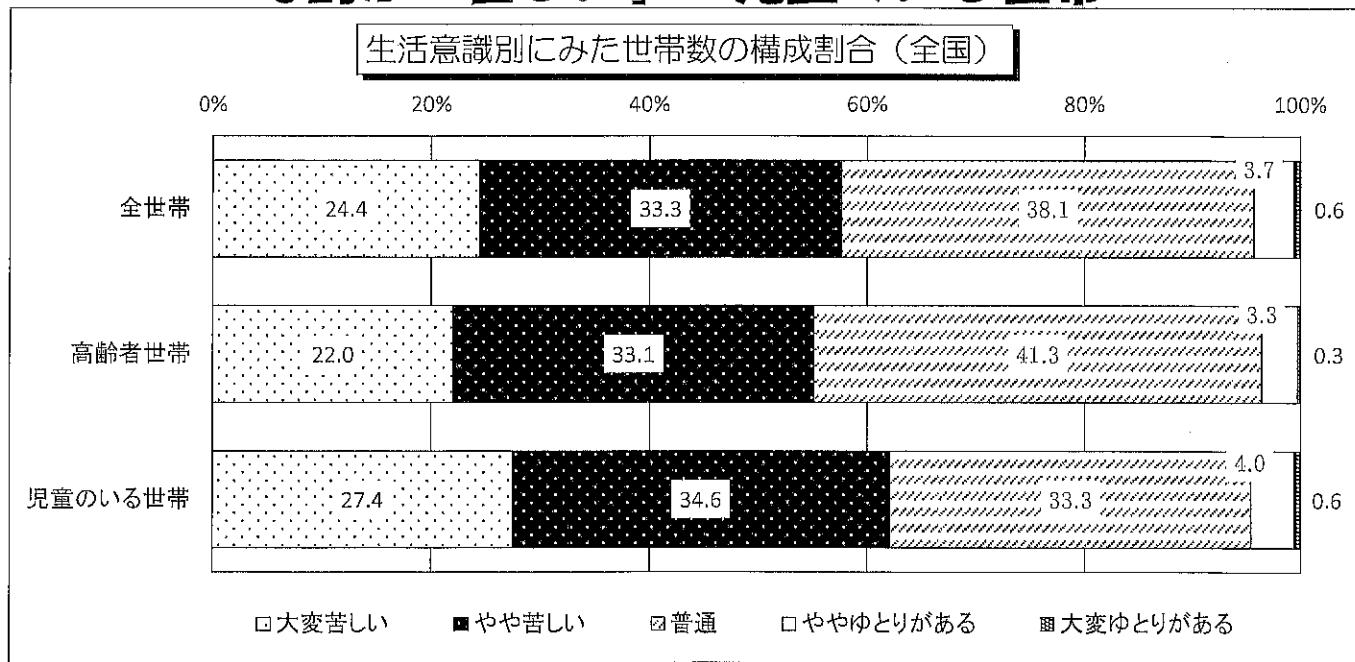
「令和元年度の県配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談等の件数について」2020年6月4日

### 韓国・日本・神奈川 女性労働指標の比較

	年	韓国	日本	神奈川県
女性の労働力率(生産労働人口15~64歳)	2018	52.9	71.3	64.5
30~39歳の女性労働力率	2018	60.7	74.8	66.8
女性雇用者に占める非正規雇用の割合	2018	40.1	56.1	58.6
短時間雇用者に占める女性の割合	2018	63.2	76.7	64.5
管理職に占める女性の割合	2018	14.6	14.9	8.7 (2015国勢調査)
男女賃金格差(フルタイム、男性=100)	2018	70.8 (雇用者全体)	73.3	75.7
6歳未満の子を持つ男性の週平均1日の家事・育児時間	2016	39分	1時間23分	1時間15分
特殊出生率	2018	0.98	1.42	1.33
女性の大学・短大進学率	2019	*年度不明 74.6 (男性 67.6)	57.77 (男子 51.63)	62.97 (男子 58.43)

\*数値データ:JILPT「データブック国際労働力比較2020」、OECDデータ、労働力調査、賃金構造基本調査、社会生活基本調査、学校基本調査より作成

### 6割が「苦しい」 児童のいる世帯



出所:厚生労働省「国民生活基礎調査の概況」2018年度版

## 労働契約法20条・最高裁判決 (2020年10月13日・15日)

(労働契約法20条における有期雇用労働者の不合理な労働条件の禁止が争点となつた事件)

事件名	争 点	判 決
大阪医科大学	①賞与を新採の正職員の支給基準の6割を下回る支給しかしないとき、②私傷病欠勤中の賃金が1か月分、休職給が2か月分を下回る（正職員は6か月間賃金満額、その後は休職給として2割支給）ときは不合理化か？	ボーナス× 正職員と職務内容に一定の相違があり、不支給は不合理ではない。（10月13日、第3小法廷・宮崎裕子裁判長）
メトロコマース	①退職金を正職員と同一基準で算定した額の4分の1に相当する額すら支給しないことは不合理か？	退職金× 正職員と職務内容に一定の相違があり、不支給は不合理ではない。（10月13日、第3小法廷・林景一裁判長）
日本郵便（東京）	①年末年始勤務手当の支給の有無、私傷病欠勤の有給・無給の差は不合理か？ ②夏期・冬期休暇を付与されないことで損害が生じたか？	扶養手当○ 年末年始勤務手当○ 夏期冬期休暇○ 祝日給○ 病気休暇○
日本郵便（大阪）	①通算5年を超えて勤務しても、年末年始勤務手当・年始勤務に対する祝日給が支給されることは不合理か？ ②扶養手当の有無は不合理か？ ③夏期・冬期休暇を付与されないことで損害が生じたか？	扶養手当○ 正職員と職務内容に相應の相違があるても、手当の不支給や休暇を与えないことは不合理。（10月15日、第1小法廷・山口厚裁判長）
日本郵便（佐賀）	①夏期・冬期休暇の有無は不合理か？ ②そのことによつて損害が生じたか？	

\* 全基連資料、新聞報道等から神奈川労連事務局が作成

## 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象となる「休業」についてお知らせします。

休業支援金・給付金の対象となる休業は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、本来予定していた就労の日に労働者を休ませることをいいます。

休業支援金・給付金の支給に当たっては、原則として、労使で共同して作成した支給要件確認書により確認します。「支給要件確認書」において事業主が労働者を休業させた事実が確認できれば、労働契約書などの添付書類は不要です。

(注) 例えば、新型コロナウイルス感染症の影響により店舗が入居しているショッピングセンター等の施設全体が休館して休業となつた場合など、外的な事業運営環境の変化に起因する場合であっても、事業主が労働者を休業させたことに当たります。

### 日々雇用、登録型派遣、いわゆるシフト制の労働者などについて

これらの方についても、休業前の就労の実態や、下記のケースなどを踏まえ、申請対象期間に事業主が休業させたことについて労使の認識が一致した上で支給要件確認書を作成していくだければ、休業支援金・給付金の対象となります。

また、「支給要件確認書」において休業の事実が確認できない場合であっても、以下のケースについては、休業支援金の対象となる休業として取り扱います。

- 1 労働条件通知書に「週○日勤務」などの具体的な勤務日の記載がある、申請対象月のシフト表が出ているといった場合であって、事業主に対して、その内容に誤りがないことが確認できるケース
- 2 休業開始月前の給与明細等により、6か月以上の間、原則として月4日以上の勤務がある事実が確認可能で、かつ、事業主に対して、新型コロナウイルス感染症の影響がなければ申請対象月において同様の勤務を続けさせていた意向が確認できるケース（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響以外に休業に至った事情がある場合はこの限りではありません。）

### 留意事項

- ・ 支給要件確認書の作成に事業主のご協力が得られない場合、その旨を支給要件確認書に記載の上、労働者から申請いただくことが可能です。その場合、都道府県労働局から事業主に対して、確認や協力依頼を行います。
- ・ 都道府県労働局から、事業主や申請者に関係書類の提出などを求める場合がありますので、ご協力をお願いします。

### 既に不支給の決定通知を受けている方へ

本来、休業支援金は一度支給決定または不支給決定を受けた申請対象月については、その決定を変更することはできません。

ただし、「休業の事実」や「雇用の事実」が確認されないとして既に不支給決定を受けている方であっても、本リーフレットに掲載のケースに該当する場合には、改めて申請していくことが可能です。その場合は、申請書等の申請に必要な書類に加えて不支給決定通知書の写しも提出してください。



厚生労働省・都道府県労働局

## 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給に当たり、事業主の皆さまのご協力をお願いします

### 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の概要

主に以下2つの条件に当てはまる方に休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を、休業実績に応じて支給する制度です。なお、事業主の負担はありません。

- ① 令和2年4月1日から12月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させた中小事業主に雇用される労働者
- ② その休業に対する賃金（休業手当）を受けることができない方

### 「支給要件確認書」の記載について～事業主の皆さまへご協力のお願い～

休業支援金・給付金の支給に当たっては、労働者が申請する際に申請書に添付する「支給要件確認書」に、休業の事実などを証明いただく必要があります。

円滑な支給のため、「支給要件確認書」の記載についてご協力をお願いします。

#### 《注意事項》

- ・ この支給要件確認書の記載は、休業支援金の支給要件を確認するためのものであり、労働基準法第26条の休業手当の支払義務の該当性について判断するものではありません。
- ・ 申請には労働保険番号が必要です。農林水産の一部の事業を除き、労働者を1人でも雇用していれば、業種・規模を問わず労働保険の適用事業となり、手続を行う必要があるものです。
- ・ 労働者が休業支援金の支給申請をしたことのみを理由として、当該労働者の解雇や雇止め、労働条件の不利益変更などを行った場合、労働契約法に照らして無効等となる場合があります。また、業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと等は、職場におけるパワーハラスメントに該当する場合があります。

### 休業支援金の申請に関する職場のトラブルについて～労働者の皆様へ～

休業支援金の申請に関連して、解雇、雇止めなど職場のトラブルなどがあれば、総合労働相談コーナーにご相談ください。

同コーナーは、全国の都道府県労働局や労働基準監督署などに設けられており、解雇、雇止め、配置転換、賃金の引下げ、いじめ・嫌がらせ、パワハラなどのあらゆる分野の労働問題について、ワンストップで相談の受付等を行っています。

### 休業支援金に関するお問い合わせは

#### ■お電話でのお問い合わせは厚生労働省センターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金センター  
電話 0120-221-276 月～金 8：30～20：00 / 土日祝 8：30～17：15

その他、休業支援金に関するQ&Aや、申請書等は厚生労働省HP特設サイト  
(下記URL)に掲載しています(「休業支援金」等で検索ください)。  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

